

令和4年度第1回蕨市地域包括支援センター運営協議会次第

日時:令和4年6月30日(木)午後1時30分～

会場:蕨市役所仮設庁舎 3階委員会室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 委員自己紹介

4. 市長あいさつ

5. 会長及び副会長選出

6. 会長あいさつ

7. 議 題

(1) 地域包括支援センター及び地域包括支援センター運営協議会の役割について【資料1】

(2) 令和3年度第一地域包括支援センター運営状況報告

① 事業報告【資料2】【資料3】

② 運営評価【資料3】

③ 収支報告【資料3】

④ 介護予防サービス計画等作成委託に関する報告及び委託事業所(案)【資料3】

(3) 令和3年度第二地域包括支援センター運営状況報告

① 事業報告【資料2】【資料4】

② 運営評価【資料4】

③ 収支報告【資料4】

④ 介護予防サービス計画等作成委託に関する報告及び委託事業所(案)【資料4】

(4) 令和3年度第三地域包括支援センター運営状況報告

① 事業報告【資料2】【資料5】

② 運営評価【資料5】

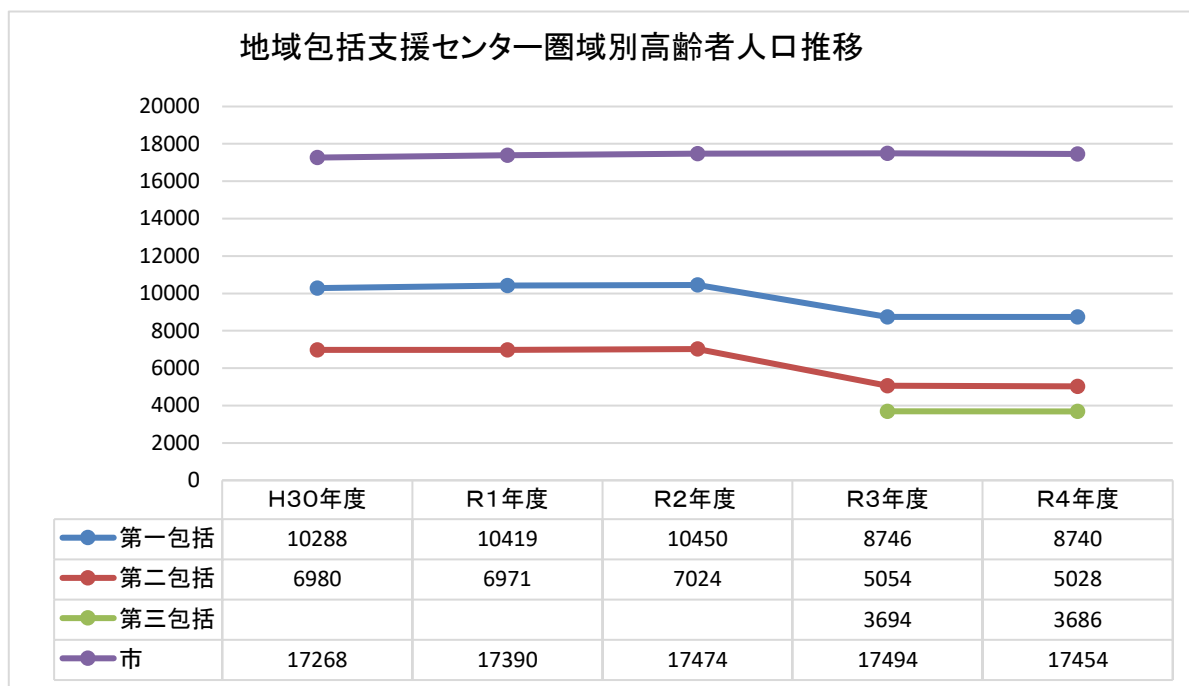
③ 収支報告【資料5】

④ 介護予防サービス計画等作成委託に関する報告及び委託事業所(案)【資料5】

(5) その他

8. 閉 会(副会長)

市及び地域包括支援センター圏域別高齢者人口の推移



※前年度実績は圏域変更前

1. 総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 要支援認定者数、サービス事業対象者数及び介護予防ケアプラン作成件数

年度	要支援認定者数 (年間累計)	サービス事業 対象者数 (年間累計)	ケアプラン作成件数				ケアプラン作成 委託件数	ケアプラン作成 委託率
			サービス事業	要支援1	要支援2	合計		
R3	10,355名	162名	162件	2,951件	2,967件	6,080件	3,251件	53.5%
		(第一)	84件	1,508件	1,263件	2,855件	1,483件	
		(第二)	36件	961件	912件	1,909件	923件	
		(第三)	42件	482件	792件	1,316件	845件	
R2	9,909名	160名	160件	2,780件	2,877件	5,817件	3,054件	52.5%
		(第一)	74件	1,722件	1,646件	3,442件	1,726件	
		(第二)	86件	1,058件	1,231件	2,375件	1,328件	

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

主催	R3年度			R2年度		
	担当地区 高齢者数	介護予防事業 対象者把握数	通いの場に 繋がった人数	担当地区 高齢者数	介護予防事業 対象者把握数	通いの場に 繋がった人数
第一	8,746名	151名	0名	10,450名	77名	0名
第二	5,054名	3名	0名	7,024名	3名	0名
第三	3,694名	5名	1名			

② 介護予防普及啓発事業

主催	種別	R3年度		R2年度	
		開催回数	参加者	開催回数	参加者
第一	フレイル予防教室	2日コース×3回	22名	1日コース×3回 (運動器機能向上)	12名
				2日コース×1回 (認知症予防)	12名
	出前講座	1回	26名	1回	25名
	サロン(誰でもサロン・カフェきらり)	17回	63名	中止	
	その他(運動教室・ポッチャ大会等)	5回	41名	—	
第二	フレイル予防教室	2日コース×1回	9名	8日コース×1回 (運動器機能向上)	11名
	出前講座	14回	178名	依頼なし	
	サロン(つどいの場)	9回	45名	中止	
	その他(介護予防・スマホ教室)	5回	75名	—	
第三	フレイル予防教室	中止			
	その他(スローエアロビク教室)	1回	5名		
(参考)					
市	口腔機能・栄養改善	5日間コース×2回	29名	中止	

③ 地域介護予防活動支援事業(いきいき百歳体操)

●介護予防サポーター養成講座

主催	R3年度		R2年度	
	開催数	修了者	開催数	修了者
市・包括	8日コース×1回	11名	中止	

●介護予防サポーターステップアップ講座(フォローアップ講座)

主催	R3年度		R2年度	
	開催数	参加者	開催数	参加者
市・包括	1回	7名	中止	

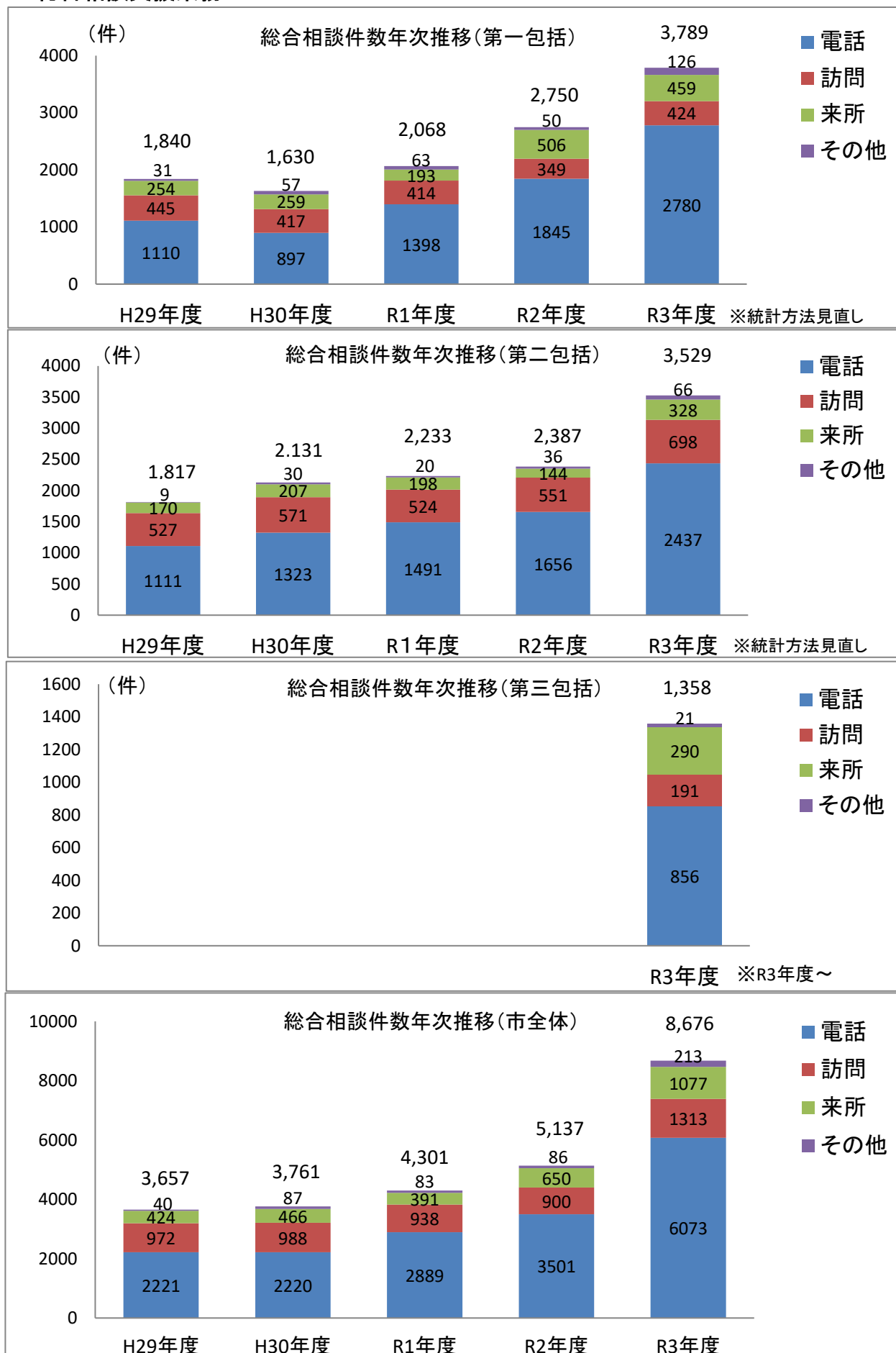
●介護予防サポーターの活動状況と住民運営の通いの場の開催状況

担当	R3				R2			
	教室数	サポーター 延べ活動人数	参加人数	延べ 参加人数	教室数	サポーター 延べ活動人数	参加人数	延べ 参加人数
第一	10か所	672名	144名	1,747名	14か所	707名	152名	1,479名
第二	5か所	99名	34名	118名	8か所	233名	55名	533名
第三	4か所	289名	61名	704名				

●その他

主催	事業名	R3年度		R2年度	
		開催数	参加者	開催数	参加者
第一	意見交換会	1回	12名		
第二	合同百歳体操	3回	51名		
第三	—	—	—		

2. 総合相談支援業務



総対応件数 ※R3年度新設

年度	R3年度	R2年度
第一	10,858件	—
第二	8,586件	—
第三	4,095件	—

●主な相談内容

		R3年度			R2年度		
		1位	2位	3位	1位	2位	3位
第一	内容	介護保険関係	医療関係	認知症関係	介護保険関係	医療関係	認知症関係
	件数	2,678件	954件	927件	2,125件	434件	428件
第二	内容	介護保険関係	医療関係	認知症関係	介護保険関係	医療関係	認知症関係
	件数	1,594件	760件	532件	1,115件	712件	376件
第三	内容	介護保険関係	医療関係	認知症関係	—		
	件数	708件	460件	300件			

※ 1件の相談で、複数の内容について相談する場合があるため、合計は「相談件数」と一致しません。

●関係機関との連携 ※R3年度新設

		R3年度			R2年度		
		1位	2位	3位	1位	2位	3位
第一	内容	居宅介護支援事業所	認知症地域支援推進員	行政	—	—	—
	件数	974件	641件	379件	—	—	—
第二	内容	居宅介護支援事業所	医療機関	行政	—	—	—
	件数	626件	355件	280件	—	—	—
第三	内容	居宅介護支援事業所	行政	認知症地域支援推進員	—		
	件数	213件	136件	100件			

3. 権利擁護業務

●権利擁護相談内容

年度	R3年度				R2年度			
	成年後見関係	高齢者虐待	消費者被害	合計	成年後見関係	高齢者虐待	消費者被害	合計
第一	195件	73件	2件	270件	89件	38件	1件	128件
第二	117件	45件	10件	172件	59件	60件	4件	123件
第三	16件	13件	0件	29件	—			—

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

●ケアマネジャー研修会・交流会

R3年度		R2年度	
テーマ	参加者	テーマ	参加者
研修会(包括合同)	21名	中止	0名
事例検討会(包括合同)	22名		
ミニケアマネ会(第二包括)	44名		

●地域ケア会議

	R3年度	R2年度
第一包括主催	9回	8回
第二包括主催	5回	2回
第三包括主催	4回	
市主催	9回	5回

5. 任意事業

●家族介護支援事業

	R3年度		R2年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数
第一	7回	36名	中止	
第二	7回	4名	5回	0名
第三	0回	0名		

認知症地域支援推進員の取り組み

1 認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組

●認知症地域支援推進員配置の周知・蕨市認知症安心ガイドブックの普及啓発

	R3年度		R2年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数
第一	19回	281名	3回	77名
第二	9回	162名	0回	0名
第三	3回	45名		

●認知症サポーター養成講座

	R3年度		R2年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数
第一	7回	97名	1回	10名
第二	5回	69名	0回	0名
第三	3回	45名		

2 相談件数

年度	R3年度	R2年度
第一	776件	399件
第二	236件	184件
第三	248件	

【第一地域包括支援センター】

1. 令和3年度 蕨市第一地域包括支援センター事業報告…【資料2】【資料3-1】
2. 令和3年度 介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)作成件数報告…【資料3-2】
3. 令和3年度 第一地域包括支援センター事業計画…【資料3-3】
4. 令和3年度 第一地域包括支援センター評価指標…【資料3-4】
5. 令和3年度 第一地域包括支援センター収支計算書…【資料3-5】
6. 令和3年度 介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)作成委託事業所及び件数
…【資料3-6】
7. 令和4年度 介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)作成委託事業所(案)
…【資料3-7】

令和4年3月末現在

() 内は前年度実績

※前年度実績は令和3年3月末時点
(圏域変更前)

1 総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 基本チェックリスト実施事業

区分	担当地区 高齢者数	チェックリスト 実施人数	サービス事業対象者 把握者数
人数	8,746名	1名	4名
	(10,450名)	(2名)	(3名)

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

区分	担当地区 高齢者数	介護予防事業対象者 把握者数	住民運営の通いの場 につながった人数
人数	8,746名	151名	0名
	(10,450名)	(77名)	(0名)

② 介護予防普及啓発事業

ア フレイル予防教室 (実施法人: ルネサンス蕨)

実施期間	実施場所	開催回数	定員	実人員	延参加者数
5/14, 5/21	蕨市総合社会福祉センター	2回	15名	8名	15名
7/9, 7/16	中央公民館	2回	15名	8名	14名
1/18, 1/25	北町公民館	2回	15名	6名	12名
合計		6回	45名	22名	41名

地区別参加人数					平均年齢	参加率
錦町	北町	中央	南町	塚越		
3名	7名	8名	0名	4名	82.7歳	45%

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
7回	ルネサンス蕨

イ 出前講座

実施日	実施場所	団体名	内容	参加者数
6月17日	中央公民館	ふれあい学園	健康寿命を延ばそう	26名
合 計				26名

(25名)

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
1回	ふれあい学園

ウ サロン

サロン名	実施場所	開催回数	定員	実人員	延参加者数
誰でもサロン	中央3丁目旭町町会集会所	8回	10名	20名	64名
カフェきらり	蕨市総合社会福祉センター	9回	30名	43名	145名
合 計		17回	40名	63名	209名

*令和2年度 誰でもサロン中止 カフェきらりは令和3年度新規事業

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
83回	日本調剤、ウエルシア薬局、中央三丁目旭町町会、東京体育

エ その他

事業名	実施日 (期間)	実施場所	開催回数	定員	実人数	備考
運動教室	5月14日	中央公民館	1回	30名	8名	
運動教室	5月21日	中央公民館	1回	30名	4名	
レクリエーション大会	5月28日	総合社会福祉センター	1回	30名	12名	
ボッチャ大会	9月24日	総合社会福祉センター	1回	15名	5名	
ボッチャ大会	12月17日	総合社会福祉センター	1回	15名	12名	

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
21回	運動指導員、わらびネットワークステーション

オ お口いきいき教室（口腔機能向上・栄養改善教室） ※市主催、包括技術協力

実施期間	実施場所	実施法人	開催回数	定員	実人員	延参加者数
R3. 5. 19～7. 14	北町公民館	(一社) 蕨戸田市歯科医師会	5回	15名	12名	58名

*令和2年度中止

地区別参加人数					平均年齢	参加率
錦町	北町	中央	南町	塚越		
2名	7名	2名	2名	2名	80.3歳	97%

③ 地域介護予防活動支援事業

ア 介護予防サポーター養成講座

実施期間	実施場所	実施法人	開催回数	定員	実人員	延参加者数
R3. 10. 8～12. 3	中央公民館、北町公民館	埼玉県理学療法士会	8回	15名	11名	83名

*令和2年度中止

地区別参加人数					平均年齢	参加率
錦町	北町	中央	南町	塚越		
1名	2名	2名	4名	2名	58.9歳	69%

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
3回	埼玉県理学療法士会・市・各包括

イ 介護予防サポーターステップアップ講座（フォローアップ講座）

実施日	実施場所	実施法人	開催回数	実人員	延参加者数
R4. 1/21	中央公民館	埼玉県理学療法士会	1回	8名	7名

*令和2年度中止

地区別参加人数					平均年齢	参加率
錦町	北町	中央	南町	塚越		
0名	1名	2名	3名	1名	58.3歳	88%

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
1回	11/29 市・三包括

ウ その他

事業名	実施日（期間）	実施場所	開催回数	定員	実人数	備考
意見交換会	1月14日	蕨市総合社会福祉センター	1回	30名	12名	百歳体操サポーター・運営者対象

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
20回	東京体育、調理ボランティア

エ 介護予防サポーター活動状況

団体名	活動日	活動回数	延活動者数
北町コミュニティA(水)	第1, 第3水曜日9:30~10:30	15回	181名
北町コミュニティB(水)	第2, 第4水曜日9:30~10:30	15回	121名
ベルハイツ第1 蕨有志	火曜日10:00~11:00	47回	147名
ベルハイツ第2 蕨管理組合	水曜日10:00~11:30	12回	34名
ルネ蕨	木曜日10:00~11:30	38回	122名
いきいき赤田	木曜日13:30~15:00	24回	67名
錦町コミュニティNSKクラブA	月曜日10:30~11:30	0回	0名
錦町コミュニティNSKクラブB	月曜日13:30~15:00	0回	0名
錦町コミュニティNSKクラブC	金曜日10:00~11:30	0回	0名
北5うきうき会	水曜日10:00~11:30	0回	0名
合 計		151回	672名

(162回) (707名)

オ 住民運営の通いの場(いきいき百歳体操)

団体名	実施場所	開始日 (週1回実施)	定員	実人数	延参加者数	平均年齢
北町コミュニティA	北町公民館	H27. 9. 18	48名	48名	479名	79.9歳
北町コミュニティB	北町公民館	H27. 9. 23	34名	34名	342名	82.0歳
ベルハイツ第1蕨	ベルハイツ第1蕨	H29. 2. 21	15名	15名	448名	78.3歳
ベルハイツ第2蕨	ベルハイツ第2蕨	H27. 10. 14	16名	16名	65名	76.1歳
ルネ蕨	ルネ蕨	H28. 10. 6	21名	20名	348名	76.9歳
いきいき赤田	赤田住宅	H29. 9. 21	12名	11名	65名	77.8歳
錦町コミュニティA	西公民館	H28. 11. 7	25名	0名	0名	
錦町コミュニティB	西公民館	H28. 11. 7	25名	0名	0名	
錦町コミュニティC	西公民館	H29. 8. 18	25名	0名	0名	
北5うきうき会	北町5丁目会館	H28. 11. 30	30名	0名	0名	
合 計				144名	1,747名	78.5歳

(152名) (1,479名) (78.1歳)

カ 運営支援（再開支援）

団体名	実施回数	内容
ベル1	14回	活動状況の確認、再開支援
ベル2	12回	活動状況の確認、再開支援
北コミ	14回	活動状況の確認、再開支援
ルネ蔵	13回	活動状況の確認、再開支援
赤田住宅	12回	活動状況の確認、再開支援
北5うきうき会	3回	活動状況の確認、再開支援
須賀町会館	2回	立ち上げ支援・意向確認
N A S U	13回	立ち上げ相談
NSK	2回	活動状況の確認、再開支援
新規立ち上げ	5回	立ち上げ相談
合 計	90回	

2 総合相談支援業務

(1) 総対応件数

初回相談	合計	10,858件
経過観察		
介護保険サービス利用者		

(2) 総合相談

① 相談件数

	電話	訪問	来所	その他	合計
本人	400件	327件	53件	31件	811件
家族	577件	29件	64件	4件	674件
居宅	687件	25件	277件	46件	1,035件
近隣	25件	0件	2件	0件	27件
民生	77件	4件	9件	1件	91件
医療	274件	5件	1件	0件	280件
その他	740件	34件	53件	44件	871件
合計	2,780件	424件	459件	126件	3,789件

(1,845件) (349件) (506件) (50件) (2,750件)

② 主な相談内容

内容	件数	内容	件数
ア 介護保険関係	2,678件	イ 住まい・施設	400件
ウ 福祉用具・住宅改修支援	387件	エ 認知症関係	927件
オ 介護予防関係	270件	カ 医療関係	954件
キ 高齢者福祉サービス	119件	ク 経済問題	285件
ケ 精神的訴え	277件	コ 申請代行	106件
サ 安否確認	242件	その他(家電の破損 遺言 引越 自宅の売却 給付金・年金通知など 運転免許返納 コロナワクチン アルコール エンディングノート 交通事故 等)	
シ その他	885件		
		合計	7,530件

(4,703件)

※ 1件の相談で、複数の内容について相談する場合がありますため、合計は「相談件数」と一致しません。

③ 関係機関との連携

内容	件数	内容	件数
ア 行政	379件	イ 居宅介護支援事業所	974件
ウ 市内地域包括支援センター	43件	エ 警察・消防	69件
オ 医療機関	278件	カ 民生委員	71件
キ 障害関係	48件	ク 生活自立相談センター	11件
ケ 生活支援コーディネーター	1件	コ 認知症地域支援推進員	641件
サ 認知症初期集中支援チーム	3件	シ 在宅医療支援センター	0件
ス その他	257件	その他(司法書士 保護司 困窮者対応シェルター 不動産会社・大家 金融機関 町会役員 等)	

(1,513件)

3 権利擁護業務

(1) 権利擁護事業

内 容	件 数	備 考
ア 成年後見制度	195件	
イ 高齢者虐待	73件	
ウ 消費者被害	2件	
エ その他	4件	
合 計	274件	

(128件)

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) ケアマネジャー研修会 (交流会)

回 数	テーマ	実施日	場 所	参加者
1	研修会 (制度改正について)	5月13日	蕨市 総合社会福祉センター	21名
2	認知症に関わる事例検討	10月1日	書面会議	22名
			合 計	43名

* 令和2年度中止

(2) 地域ケア会議 (地域包括支援センター主催)

回 数	実施日	テーマ	目的				参加者
			個別課題解決	ネットワーク構築	地域課題発見	地域づくり・資源開発	
1	6月16日	支援困難ケース会議	○	○	○		近隣住民・民生委員・ 介護保険室・包括
2	6月16日	支援困難ケース会議	○	○	○		本人・障害相談・包括
3	7月21日	支援困難ケース会議	○		○		親族・介護保険室・包括
4	7月27日	支援困難ケース会議	○		○		親族・介護保険室・包括
5	8月2日	支援困難ケース会議	○		○		親族・介護保険室・包括
6	8月20日	支援困難ケース会議	○				本人・居宅CM・ 介護保険室・包括
7	8月24日	支援困難ケース会議	○	○	○		民生委員・居宅CM・介護保険室・ 第一包括・第二包括
8	11月24日	支援困難ケース会議	○				本人・親族・ 介護保険室・包括
9	3月9日	支援困難ケース会議	○	○	○		本人・居宅CM・生活支援課 保健センター・包括

(3) 地域ケア会議（市主催）

回数	実施日	検討ケース数(第1包括)			合計
		要支援等(包括)	要支援等(委託)	要介護	
1	7月28日	1件	1件		2件
2	8月25日		1件		1件
3	9月22日		1件		1件
4	10月27日				0件
5	11月24日	1件	1件		2件
6	12月22日		1件		1件
7	1月26日				0件
8	2月24日		1件		1件
9	3月23日	1件	1件		2件
合計		3件	7件	0件	10件

(3件)

5 任意事業

(1) 家族介護支援事業

回数	事業名	内容	実施日	場所	参加者
1	介護交流サロン	介護者交流	4月21日	くるる	3名
2	介護交流サロン	介護者交流	5月19日	くるる	6名
3	介護交流サロン	介護者交流	6月16日	くるる	6名
4	介護交流サロン	介護者交流	7月21日	くるる	8名
5	介護交流サロン	介護者交流	10月27日	くるる	4名
6	介護交流サロン	介護者交流	11月17日	くるる	3名
7	介護交流サロン	介護者交流	12月15日	くるる	6名
				合計	36名

* 令和2年度中止

6 その他

(1) その他事業

回数	事業名	内容	実施日	場所	参加者
1	圏域ケアマネジャー意見交換会	ケアマネジャーが抱える悩みと意見交換	7月15日	蕨市総合社会福祉センター	11名
2	圏域ケアマネジャー意見交換会	関係づくりと意見交換	11月1日	書面会議	10名
				合計	21名

(2) 連携会議参加状況

回数	会議名	実施日	場所
1	第1回蕨市地域支え合い推進協議体	6月28日	西公民館
2	医療・介護連携ネットワーク会議	11月11日	戸田市役所

7 認知症総合支援事業（認知症地域支援・ケア向上事業）

（1）認知症地域支援推進員の取組

①認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組

ア 認知症地域支援推進員配置の周知・蕨市認知症安心ガイドブックの普及啓発

回数	実施日	活動場所	団体名	テーマ	参加人数
1	4月13日	旭町3丁目町会会館	誰でもサロン	脳トレ・認知症予防	10名
2	5月21日	蕨市総合社会福祉センター	フレイル予防教室	フレイル予防教室	7名
3	5月21日	中央公民館	第一包括運動教室	フレイル・認知症予防教室	4名
4	6月16日	ZOOM	笑みくる	認知症サポーター養成講座	5名
5	6月17日	中央公民館	ふれあい学園	健康寿命を延ばそう	26名
6	7月13日	北町公民館	民生委員地区協議会	北町民生委員意見交換会	12名
7	7月15日	蕨市総合社会福祉センター	居宅介護支援事業所	圏域ケアマネ意見交換会	11名
8	7月16日	西公民館	民生委員地区協議会	錦町民生委員意見交換会	15名
9	7月20日	中央公民館	民生委員地区協議会	中央民生委員意見交換会	20名
10	9月30日	蕨市総合社会福祉センター	さくら薬局 地域住民	認知症サポーター養成講座	11名
11	11月9日	北町公民館	北町民生委員	認知症サポーター養成講座	12名
12	11月12日	蕨市総合社会福祉センター	錦町民生委員	認知症サポーター養成講座	11名
13	12月8日	旭町公民館	介護保険室 認知症地域支援推進員	令和3年度認知症啓発イベント	48名
14	12月9日	蕨市立病院	蕨市立病院	認知症サポーター養成講座	27名
15	12月14日	旭町3丁目町会会館	誰でもサロン	楽しく運動・認知症予防	10名
16	12月15日	中央公民館	介護保険室 認知症地域支援推進員	認知症サポーター養成講座	15名
17	12月17日	グループホーム じゃすみん蕨	グループホーム じゃすみん蕨	運営推進会議	11名
18	12月24日	ふれあい多居夢	ふれあい学園多居夢	運営推進会議	10名
19	1月21日	中央公民館	中央民生委員	認知症サポーター養成講座	16名
合 計					281名

（ 77名 ）

イ 認知症サポーター養成講座

回数	実施日	活動場所	対象	参加人数
1	6月16日	ZOOM	笑みくる	5名
2	9月30日	蕨市総合社会福祉センター	さくら薬局・地域住民	11名
3	11月9日	北町公民館	北町民生委員	12名
4	11月12日	蕨市総合社会福祉センター	錦町民生委員	11名
5	12月9日	蕨市立病院	蕨市立病院職員	27名
6	12月15日	中央公民館	蕨市役所職員	15名
7	1月21日	中央公民館	中央民生委員	16名
合 計				97名

（ 10名 ）

ウ 認知症サポーターフォローアップ講座

回数	実施日	活動場所	参加人数
1	12月8日	くるる	48名

* 令和2年度中止

エ 認知症普及啓発事業

回数	実施日	活動場所	テーマ	参加人数
1	4月13日	旭町3丁目町会会館	脳トレ・認知症予防	10名
2	5月21日	フレイル予防教室	フレイル予防	7名
3	5月27日	蕨市総合社会福祉センター	カフェきらり・認知症予防	8名
4	6月17日	中央公民館	健康寿命を延ばそう	26名
5	7月9日	中央公民館	フレイル予防教室	7名
6	9月30日	蕨市総合社会福祉センター	カフェきらり・認知症予防	16名
7	10月28日	蕨市総合社会福祉センター	カフェきらり・認知症予防	23名
8	11月25日	蕨市総合社会福祉センター	カフェきらり・認知症予防	15名
9	12月8日	くるる	令和3年度認知症啓発イベント	48名
10	12月9日	蕨市立病院	認知症サポーター養成講座	27名
11	12月14日	旭町3丁目町会会館	楽しく運動・認知症予防	10名
12	12月15日	中央公民館	認知症サポーター養成講座	15名
13	12月17日	グループホームじゃすみん蕨	運営推進会議	11名
14	12月24日	ふれあい多居夢	運営推進会議	10名
合 計				233名

(30名)

オ 出前講座

回数	実施日	活動場所	団体名	テーマ	参加人数
1	6月17日	中央公民館	ふれあい学園	健康寿命を延ばそう	26名
合 計					26名

(35名)

カ 認知症高齢者事前登録事業

新規登録人数(圏域内)	6名
総登録人数(市全域)	43名

キ 連携会議

会議名	参加回数
医療機関との在宅支援連携会議	8回
民生委員・地域住民との連携会議	6回
キャラバンメイト連携	2回
認知症地域支援推進員連携会議	20回
行政との連携会議	13回
蕨警察署との連携会議	7回
合 計	56回

(56回)

②認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組

ア 相談支援

電話	訪問	来所	その他	合 計
492件	209件	66件	9件	776件

(399件)

イ 認知症支援に関する啓発

実施場所	実施回数	備考
介護予防教室	2回	フレイル予防教室
高齢者サロン	2回	誰でもサロン
介護施設	0回	
その他	11回	カフェきらり 運営推進会議 など
合 計	15回	

(5 回)

③認知症カフェ事業の企画及び調整

実施場所 (運営団体)	開催日	開催回数	参加総数	
			参加者	スタッフ
みんなの家・蕨2	第2火曜日	0回	0名	0名
ライフコミュニケーション蕨	第3木曜日	0回	0名	0名
ふれあい多居夢 蕨	第4土曜日	0回	0名	0名
合 計		0回	0名	0名

* 令和2年度中止

④認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業

回数	実施日	活動場所	テーマ	参加人数
1	10月1日	書面会議	認知症に関わる事例検討	22事業所
			合 計	22事業所

* 令和2年度中止

令和3年度 蕨市地域包括支援センター事業報告

介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業

(1) 介護予防サービス計画等作成件数

①要支援認定者数、サービス事業対象者数及び介護予防サービス計画等作成件数 (上段=第一包括 中段=第二包括 下段=第三包括)

分 月別	区	要支援 認定者数	サービス事業 対象者数	要支援+ サービス事業 対象者 合計	ケアプラン作成件数 (給付)			ケアプラン 作成 委託件数	ケアプラン 作成 委託率	ケアプラン作成件数 (総合事業)				ケアプラン 作成 委託件数	ケアプラン 作成 委託率
					要支援1	要支援2	合計			サービス事 業	要支援1	要支援2	合計		
4月作成分		856	13	869	106	145	251	138	54.98%	13	143	108	264	129	48.86%
					60	69	129	66	51.16%	7	68	41	116	55	47.41%
					30	40	70	39	55.71%	3	50	39	92	42	45.65%
					16	36	52	33	63.46%	3	25	28	56	32	57.14%
5月作成分		865	13	878	110	136	246	134	54.47%	13	135	107	255	121	47.45%
					63	64	127	64	50.39%	7	67	41	115	51	44.35%
					32	41	73	40	54.79%	3	44	37	84	38	45.24%
					15	31	46	30	65.22%	3	24	29	56	32	57.14%
6月作成分		865	13	878	112	139	251	139	55.38%	13	138	105	256	126	49.22%
					63	60	123	63	51.22%	7	65	38	110	53	48.18%
					33	42	75	42	56.00%	3	47	38	88	41	46.59%
					16	37	53	34	64.15%	3	26	29	58	32	55.17%
7月作成分		860	13	873	117	139	256	144	56.25%	13	140	107	260	127	48.85%
					65	61	126	66	1.00%	7	67	41	115	54	46.96%
					34	40	74	41	55.41%	3	47	36	86	38	44.19%
					18	38	56	37	66.07%	3	26	30	59	35	59.32%
8月作成分		862	13	875	118	135	253	136	53.75%	13	139	100	252	120	47.62%
					63	61	124	63	50.81%	7	68	37	112	51	45.54%
					38	36	74	37	50.00%	3	48	34	85	37	43.53%
					17	38	55	36	65.45%	3	23	29	55	32	58.18%
9月作成分		864	13	877	109	147	256	143	55.86%	13	138	101	252	123	48.81%
					61	66	127	67	52.76%	7	63	39	109	52	47.71%
					30	43	73	39	53.42%	3	51	31	85	38	44.71%
					18	38	56	37	66.07%	3	24	31	58	33	56.90%
10月作成分		855	14	869	111	148	259	144	55.60%	14	131	100	245	122	49.80%
					62	67	129	69	53.49%	7	63	40	110	53	48.18%
					32	44	76	40	52.63%	3	46	31	80	36	45.00%
					17	37	54	35	64.81%	4	22	29	55	33	60.00%
11月作成分		855	15	870	110	142	252	145	57.54%	15	131	104	250	134	53.60%
					60	64	124	73	58.87%	8	63	39	110	59	53.64%
					34	43	77	39	50.65%	3	44	35	82	36	43.90%
					16	35	51	33	64.71%	4	24	30	58	39	67.24%
12月作成分		869	14	883	116	144	260	148	56.92%	14	128	104	246	136	55.28%
					63	67	130	76	58.46%	7	60	40	107	58	54.21%
					36	44	80	40	50.00%	3	46	32	81	36	44.44%
					17	33	50	32	64.00%	4	22	32	58	42	72.41%
1月作成分		874	14	888	113	149	262	149	56.87%	14	128	104	246	129	52.44%
					63	68	131	74	56.49%	7	58	43	108	53	49.07%
					36	45	81	43	53.09%	3	45	31	79	33	41.77%
					14	36	50	32	64.00%	4	25	30	59	43	72.88%
2月作成分		864	14	878	113	148	261	152	58.24%	14	121	104	239	128	53.56%
					60	70	130	76	58.46%	7	58	39	104	54	51.92%
					38	42	80	43	53.75%	3	40	32	75	32	42.67%
					15	36	51	33	64.71%	4	23	33	60	42	70.00%
3月作成分		866	13	879	109	153	262	152	58.02%	13	135	98	246	132	53.66%
					59	71	130	76	58.46%	6	66	37	109	57	52.29%
					37	46	83	43	51.81%	3	43	30	76	30	39.47%
					13	36	49	33	67.35%	4	26	31	61	45	73.77%
合計		10,355	162	10,517	1,344	1,725	3,069	1,724	56.17%	162	1,607	1,242	3,011	1,527	50.71%
					742	788	1,530	833	54.44%	84	766	475	1,325	650	49.06%
					410	506	916	486	53.06%	36	551	406	993	437	44.01%
					192	431	623	405	65.01%	42	290	361	693	440	63.49%

令和 3 年度蕨市第一地域包括支援センター事業計画

令和 3 年 4 月

蕨市第一地域包括支援センター

蕨市第一地域包括支援センター（高齢者サポートセンター）は、地域住民の身近な相談窓口として地域とのパートナーシップを大切にし、高齢者とその家族の在宅生活を包括的に支援します。

高齢者とその家族の個別性に応じた社会資源情報の提供・介護予防の普及啓発を行い、地域との関係性を保ちつつ利用できる援助を共に考え、高齢者自身と家族の意思決定を尊重した支援を提供します。

増加傾向にある認知症高齢者や生活困窮世帯・多問題世帯への支援においても、市役所内の主担当である介護保険室との情報共有の常態化、母体である蕨市社会福祉協議会の事業の活用を行い、迅速かつ丁寧にアセスメントと支援を実施します。また、医療・介護・福祉の各分野を中心とした多職種・多機関ネットワークの構築推進を行い、複合的な問題を抱えた高齢者への多角的なアプローチを行います。

「第 8 期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「蕨市地域包括支援センター運営方針」に基づき公正かつ中立性の高い事業運営を行い、新型肺炎感染リスクが発生している環境下においても、感染リスクを最小限とした業務遂行の手段を市・社会福祉協議会・他包括と共に検討し、安定した継続的事業運営を目指します。

1 一般介護予防事業

(1) 介護予防対象者把握事業

訪問・相談・出前講座や地域活動等を通じて介護予防対象者の把握に努め、介護予防事業につなげます。

(2) 介護予防普及啓発事業

住民や地域で活動している団体に対して介護予防の出前講座等を実施し、介護予防に資する知識の普及・啓発を図ります。

① 介護予防教室

高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取り組みを行うとともに、介護予防の基本的な知識の普及を図り、地域への積極的な参加やボランティアの育成を支援します。

- 「フレイル予防教室」の開催
- 「カフェ きらり」の開催
- 「介護予防講座（出前講座）」の開催

(3) 地域介護予防活動支援事業

① 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修

- 「介護予防サポーター」の養成

② 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援

- 住民主体の通いの場の形成
 - 地域活動組織（住民主体の通いの場以外）の立ち上げ相談・継続支援
- (4) 一般介護予防事業評価事業
一般介護予防事業について市・他包括と共に市の規定するデータに基づき評価を行い事業の改善を図り、その評価結果を翌年度以降の一般介護事業の在り方や目的・目標を定める一助とします。
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業
地域リハビリテーション活動のために専門職を活用します。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

① 総合相談

ア 初期段階での総合相談

高齢者、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、専門的または緊急性の有無について判断します。その際、適切な情報提供を行うことによって相談者自身により問題解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は社会制度に関する情報提供、関係機関窓口への紹介等を行います。

イ 継続的・専門的な相談支援

初期段階の相談対応で専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、高齢者への訪問や関係者からの情報収集を行い、対象者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定し、保健・福祉・医療サービスをはじめとする適切なサービスにつなぐとともに、対象者や当該関係機関から定期的に情報収集を行い、効果の有無を確認します。

② 高齢者の実態把握と地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を早期に発見し、適切な支援、継続的な見守りを行い、高齢者に関する問題発生をできるだけ未然に防ぐことができるよう、高齢者への個別訪問や情報収集を行い、地域における様々な社会資源、関係者、関係機関とのネットワークを構築し、連携を図ります。

(2) 権利擁護業務

① 成年後見制度の活用への支援

権利擁護の観点から支援が必要とされる場合には、その高齢者の判断能力や生活状況を把握し、成年後見制度を利用する必要性の有無の検討を行い申し立てにつなげるための支援を行います。申し立てを行える親族がいないと思われる場合や親族の存在が確認されていても申し立ての意思がない場合は、速やかに市の高齢福祉担当者へ高齢者の状況等を報告する等適切な対応を行います。

② 老人福祉法上の措置

虐待等の場合、高齢者を保護するため、老人福祉法上のやむをえない措置が必要と判断した場合は、市へ当該高齢者の状況等を報告の上、市と連携し、適切な対応を図ります。措置の実施後も、当該高齢者の状況を把握し、できる限り

速やかに必要なサービス等の利用を支援します。

③ 高齢者虐待への対応

関係機関からの通報など、虐待等が疑われる事例を把握した場合は、速やかに当該高齢者を訪問・電話連絡するなどして状況を確認し、市の判断を求めて指示のもと適切に対応します。「蕨市高齢者虐待防止ネットワーク会議」に参加し、高齢者虐待防止対策に係る情報共有や連携に努めます。

④ 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に問題が存在している場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を発見した場合には、地域の支援者や他機関と連携し、対応します。

⑤ 消費者被害の防止及び対応

地域団体、関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のために消費生活センター等の関係機関窓口を紹介します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

① 介護支援専門員に対する日常的個別的支援・相談

地域の介護支援専門員に対し、相談窓口としてケアプランの作成やサービス担当者会議の開催などを支援するとともに、必要に応じて制度や施策に関する情報提供を行います。

② ケアマネジャー交流会・研修会の実施

個々の介護支援専門員の資質向上と相互の情報交換等を図るため、蕨市第二・第三地域包括支援センターや関係機関と連携の上、「ケアマネジャー研修会（事例検討会）」を定期的に行います。

③ 介護支援専門員に対する支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等について、地域包括支援センターの各専門職や関係者、関係機関との連携により具体的に支援方針を検討し、指導・助言を行います。

④ 介護支援専門員と民生委員・児童委員とのネットワーク構築

介護支援専門員と民生委員・児童委員との地域課題把握や情報交換等を行う場を設定するなど、顔の見えるネットワーク作りを行います。

(4) 在宅医療・介護連携推進事業との連携

医師会・歯科医師会・薬剤師会及び医療機関等と介護サービス事業者との連携を図ると共に蕨戸田市在宅医療支援センターとも連携します。

(5) 生活支援体制整備事業との連携

高齢者の生活支援・介護予防サービス体制の整備を推進するため、生活支援コーディネーター及び協議体と連携を図ります。

(6) 認知症総合支援事業との連携

蕨市認知症地域支援推進員と連携し、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぎ、認知症

地域支援体制ネットワークの構築を図ります。

また、若年層を含めた地域における認知症への理解促進と、地域で徘徊している地域住民に早期に気づき対応できるネットワークの基盤作りに取り組みます。

一般的な通いの場への参加機会が持てなくなった認知症高齢者に対し、第一地域包括支援センター独自の「カフェ きらり」を開催し、定期的な社会参加の機会を提供します。

(7) 高齢者を介護する家族に対する支援

介護者の負担軽減を目的に「介護交流サロン（年：11回）」を開催します。交流会のチラシを作成・配布し、市民に周知を図ります。

(8) 地域ケア会議等への参加・開催

高齢者の自立支援に資するケアマネジメントや困難事例等個別ケースに対する支援内容の検討、地域課題の把握を目的とした、様々な専門職や関係機関等の多職種連携の場として、「地域ケア会議」等を開催します。また市が主催する「自立支援型地域ケア会議」に出席するとともに、介護支援専門員への助言・支援を行います。

(9) 任意事業

- ① 地域の施設や社会資源を活用し、「だれでもサロン」等を開催し、高齢者の居場所づくりに努めます。
- ② 出前講座を開催し、介護予防・自立支援の啓発に努めます。
- ③ 地域の関係機関との交流会等に参加し、地域課題の把握に努めます。
- ④ 第一地域包括支援センター独自の通いの場として「カフェ きらり」を開催し、高齢者の居場所づくりと共に認知症に関する理解の場、運動だけではない介護予防の普及啓発に努めます。

3 指定介護予防支援

介護保険法に基づき要支援1・2に認定された方が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、ケアマネジメント業務を行います。高齢者がその心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、自らの意思決定に基づき、介護予防事業等の適切な事業が、包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

4 介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業)

支援が必要な高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、地域における自立した日常生活の支援を行います。多様な生活支援のニーズに対して、指定介護予防サービスだけでなく、住民主体のサービスをはじめとした地域における多様な社会資源を活用します。

5 その他

(1) 自主点検

市から示された自主点検表を基に、自らの運営について評価し、実施する事業の質の向上を図ります。

(2) 実施報告 毎月の運營業務の実施状況を定められた形で報告します。

- (3) 苦情対応 苦情を受けた場合には、適切に対応します。
- (4) 蕨市と市内地域包括支援センターとの連携体制
市や地域包括支援センター間の情報交換や連携を図るために、毎月開催される定例会議に出席します。
- (5) 事業計画の作成 市の方針に基づき年度毎に事業計画を作成します。

6 運営体制

- (1) 職員の専門性の向上を図るために必要な国、県及び関係団体が主催する研修を受講します。内部でも研修で学んだ内容を共有するとともに、事例検討会議を定期的に行い職員全体のスキルアップに努めます。
- (2) 業務を適正に実施していくために、市民や関係者に積極的に広報します。
- (3) 情報管理の徹底と守秘義務を厳守し個人情報の保護に留意します。

市町村及び地域包括支援センターの評価表

センター名：蕨市第一地域包括支援センター

1 組織・運営体制等						
(1) 組織運営体制						
市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
1 運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	○	1 市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	○	地域の関係者で構成される運営協議会の仕組みを活用し、運営方針を策定していることを評価するもの。	評価実施年度の運営について、4月末日までに示された運営方針が対象	(市町村・センター) ・紙面等で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
2 年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	○	2 事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。 (前問で「○」の場合のみ回答する欄です。前問で「×」の場合は、「×」を選択してください)	○	センターの事業計画を策定するに当たり、市町村とセンターで必要な協議が行われ、センターの事業計画に反映されているかを評価するもの。	評価実施年度の事業計画を策定した際の検討実績が対象	(市町村・センター) ・協議の方法等は問わない。 ・協議の記録(協議内容に関する議事メモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
3 前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	○	3 市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	○	センターの運営方針、支援・指導の内容に関し、運営協議会から意見・指摘を受けた際の対応状況を評価するもの。	前年度の対応実績を対象	(市町村) ・前年度に開催した運営協議会において、意見または指摘が出されなかった場合は、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 (センター) ・市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている場合、指標の内容を満たすものとする。
4 市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催しているか。	○	4 市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	○	・市町村とセンターの連携のための体制が整備され、連携が図られているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会合に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
5 センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	○	5 市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	○	・センターが担当圏域の実情に応じた取組を行うための、情報連携や重点項目の設定を評価するもの	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・次の7つの情報のうち、3つ以上提供している、または提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(①担当圏域の高齢者人口②担当圏域の高齢者のみの世帯数③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の各種住民アンケート結果④要介護等認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報⑤民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報⑥地域の社会資源に関する情報⑦その他ニーズ把握に必要な情報) ・データ、書面、システム等で提供している・提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
		6 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	×		前年度の実績が対象	(センター) ・重点業務を定めた検討の記録(検討に関する会議のメモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
6 センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	○			・包括的支援事業を適切に実施するための原則的な体制が確保されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員の配置状況を評価するもの。 ・介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、それに基づく人員の配置状況を評価する。 ・直営のセンターについては、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員配置が、組織規則等において定められている、またはその他の方法により明示されることをもって指標を満たしているものとして取り扱う。 ・包括的支援事業の実施基準を定める条例に定めているのみでは指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・三職種には準ずる者を含む。
7 センターにおいて、3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。	×	7 三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。	○	・必要な支援が効果的に提供されるための体制が確保されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)がそれぞれ1名以上配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、 <u>担当地区における高齢者数に応じ以下のとおり配置されている場合(それぞれの職種の準ずる者は含まない)に指標の内容を満たしているものとして取扱う。</u> <u>※各包括とも高齢者数は「以下」についての配置数に該当しないため割愛する。</u> (市町村) ・複数のセンターを設置している場合は、平均値を算出し、小数点第1位を四捨五入し整数化した値が基準による配置人数以上であれば、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

8	センターの三職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（全圏域内の高齢者数/全センター人員）の状況が1,500人以下であるか。 ※小規模の担当圏域におけるセンターについては配置基準が異なるため、以下の指標を用いる。 ①第1号被保険者数が概ね2,000人以上3,000人未満…1,250人以下 ②第1号被保険者数が概ね1,000人以上2,000人未満の場合…750人以下 ③第1号被保険者数が概ね1,000人未満の場合…500人以下	○			・介護保険法施行規則第140条の66において、担当区域における第1号被保険者数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに三職種を一人ずつ配置することとされており、三職種一人当たりの第1号被保険者数は1000~2000人と定められていることを踏まえ、人員配置状況を評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・三職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とする。 ・センターが複数ある場合（担当圏域が全て同規模の場合）には、まずセンターごとに三職種一人当たりの第1号被保険者人口を算出した上で、平均値により判定。 ・市町村に規模の異なる担当圏域が混在する場合の解釈について、例示すると次のとおり。 ①第1号被保険者数が2,400人で三職種の配置2名（2,400/2=1,200人） ②第1号被保険者数が1,400人で三職種の配置2名（1,400/2=700人） →A:各センターの一人当たり第1号被保険者数の合計：1,200+700=1,900人 B:各センターの担当圏域の規模ごとの指標における基準人数※の合計：1,250+750=2,000人 →指標を満たすのは、A≤Bの場合であり、本例示は指標を満たしている。 ※「各地域包括支援センターの担当圏域の規模ごとの基準人数」とは、指標に示している三職種一人当たり第1号被保険者数のこと。 ・包括的支援事業に従事する三職種のみを対象とする。		
9	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	×	8	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	・センター職員の資質向上を図るため、必要な研修計画の策定または共有状況を評価するもの。	評価実施年度の4月末までに示された、当該年度内の研修計画が対象	(市町村・センター) ・主催者、研修内容・時間数は問わない。 ・評価実施年度の4月末までにセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
				9	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。	○	・職場の状況に左右されず、均一な研修の機会を提供できているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・主催者、研修内容・時間数は問わない。
10	センターに対して、夜間・早朝の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	○	10	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。		
11	センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	○	11	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。		
12	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	○	12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	・住民に広く認知されるための取り組みを行っているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・少なくとも広報紙やホームページで周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。		
13	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	○			・センターの円滑な利用のため、情報公表の取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等。		
平均点数・個数		11	平均点数・個数		8				
平均点数・%		84.6%	平均点数・%		66.7%				

(2) 個人情報の保護

市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
14 個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	○	13 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。	○	・個人情報の取扱方針が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
15 個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	○	14 個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	○	・個人情報漏えい等の事態が発生した場合の対応方法が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
16 センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	○			・個人情報を適正に取り扱うため、センターから報告された事案への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・前年度に実績が無い場合、今年度速やかに指示・助言できる体制を整備している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
		15 個人情報保護に関する責任者（常勤）を配置しているか。	○	・個人情報保護に関する責任体制が構築されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。
		16 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	○	・個人情報の適正な取扱状況を問うもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・持出や開示に備え、個人情報の取扱について整理のうえデータまたは書面を整備し、持出・開示時に適正に処理されている場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数		3	平均点数・個数		4	
平均点数・%		100.0%	平均点数・%		100.0%	

(3) 利用者満足の上

市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
17 苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	17 市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	○	・苦情受付体制と苦情への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
18 センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○	18 センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	○	・センターが受けた相談内容を市町村との間で共有する体制を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。
19 相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	19 相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	○	・相談対応の際のプライバシーの確保に関する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数	3	平均点数・個数	3			
平均点数・%	100.0%	平均点数・%	100.0%			
1 組織運営体制等 計 点数：個数	17	1 組織運営体制等 計 平均点数：個数	15			
1 組織運営体制等 計 点数：%	89.5%	1 組織運営体制等 計 平均点数：%	78.9%			

2 個別業務

(1) 総合相談支援業務

市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
20 市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に、定期的に参加しているか。	○			・センターの相談環境の整備のため、市町村の関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・関係団体とは民生委員・介護サービス事業者・高齢者の日常生活支援活動に携わるボランティア等をさすが、そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・民生委員の会議がない場合は、自治会等の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
		20 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	○	・相談に適切に対応するための関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
21 センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	×	21 相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	×	・相談事例の適切な進捗管理のため、住民等からの相談を終結する目安の設定状況を評価する。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
22 センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	○	22 相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	○	・相談内容の分析状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
23 1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	○	23 1年間の相談事例の件数を市町村に報告しているか。	○	・相談件数の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	
24 センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	○	24 相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	○	・相談事例解決のための市町村とセンターの連携体制の構築とその対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対処について、日頃から連携体制を構築している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
25 センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	○	25 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	○	・介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談件数・相談内容の把握方法やとりまとめの方法については問わない。
平均点数・個数	5	平均点数・個数	5			
平均点数・%	83.3%	平均点数・%	83.3%			

(2) 権利擁護業務						
市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
26 成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	×	26 成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	×	・適切な成年後見制度の活用を促すため取組状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
27 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	○	27 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	○	・虐待事例または虐待が疑われる事例への円滑な対応体制の整備状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
28 センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	28 センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
29 消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	×	29 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	×		前年度の実績が対象	(センター) ・相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
		30 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	○	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(センター) ・少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数	2	平均点数・個数	3			
平均点数・%	50.0%	平均点数・%	60.0%			
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務						
市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
30 日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。	×	31 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	○	・圏域内の居宅介護支援専門員に関するデータの把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・把握した情報を、センターにデータまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
31 センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	○	32 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	○	・市町村とセンターの連携による、計画的な介護支援専門員向け研修計画の策定状況を評価するもの。		(市町村) ・センターと協議している開催計画であれば、都道府県主催のものやセンターが共催するもの、民間事業者等による自主的な研修や、スキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的な取り組みによるものも、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たすものとして取り扱う。 (センター) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
32 介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	×	33 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	○	・市町村とセンターが介護支援専門員のニーズを共有しているか評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
33 地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	×			・介護支援専門員のニーズを踏まえた研修等の開催状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・開催状況について、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
34 介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	×	34 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	・介護支援専門員のニーズに基づく、介護支援専門員と医療機関等の関係者との連携を推進する場の設定状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係の有無を問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものでも構わない。 ・都道府県主催のものも対象とする。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。 (センター) ・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。
		35 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	○	・圏域内の居宅介護支援専門員が円滑に業務を行えるよう、環境整備の取り組み状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	
35 センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	36 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	・介護支援専門員からの相談内容の整理状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合（市町村においては全センターで行っている場合）に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。
平均点数・個数	2	平均点数・個数	6			
平均点数・%	33.3%	平均点数・%	100.0%			

(4) 地域ケア会議

市町村指標		該当するものに○	センター指標		該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
36	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	×	37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	×	・地域ケア会議の機能を踏まえ、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議それぞれの機能、構成員、開催頻度を決定し、センターと共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面で市町村からセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(会議の名称は「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」に限らないが、設置要綱等において、介護保険法第115条の48 が規定する地域ケア会議として位置づけられている必要がある。) ・地域ケア会議の5つの機能(①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成)について、計画された会議ごとに、いずれの機能を持つかが明示されており、かつ5つの機能の全てが、市町村における会議の体系全体の中に盛り込まれている必要がある。 ・開催計画については、市町村が策定しているものを評価するものであり、例えばセンターが作成した計画を単にまとめた計画の場合については、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・スケジュールについては、少なくとも開催頻度等の目安を明確化している必要がある。
37	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。(前問で「1」(○)の場合のみ回答する欄です。前問で「×」の場合は、「×」を選択してください。)	×					前年度の実績が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・少なくとも地域ケア会議の構成員が所属する団体へ周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
38	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	×	38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	×	・地域ケア会議の運営方法や連携方針を策定し、センターと共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても方針を策定し、データまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・運営方法と地域ケア会議の連携について周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
39	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	○	・個別ケースを検討する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
40	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	・地域ケア会議における、多職種連携による個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ・多職種から受けた助言等を生かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認等 ・モニタリング方法の決定 等 ※1 確認とは見直しも含む。 ※2 「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外を含む。 ・なお、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う地域ケア会議の運営にあたっては、「介護予防活動普及展開事業 市町村向け手引き」(平成29年3月厚生労働省老健局老人保健課)等を参照すること。
41	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	×	41	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	・個人情報の取扱について、方針を定め、それに基づき対応していることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターに示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (市町村・センター) ・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
42	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	○	42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	○	・地域ケア会議における議事録等をまとめ、関係者間で共有している状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	○	43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	○	・会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

44	生活援助の訪問回数の多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	○			・自立に資するケアマネジメントが行われているかを点検するための実施体制が整備されているかを評価するもの。	前年度の実績が対象		
45	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	×	44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	×	・個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
46	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	○	45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	○	・センターが主催した地域ケア会議の検討事項をまとめたものを、市町村とセンターで共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象 (市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
47	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。	×				・地域課題を検討する地域ケア会議の議事概要を住民向けに公表しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象 (市町村) ・公表の方法は問わない。 ・年1回以上実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
48	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を、地域ケア推進会議から市町村に提言しているか。	×				・地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっていることを評価するもの。	前年度の実績が対象 (市町村) ・提言した政策が実施されたかは問わない。 ・地域課題解決のための会議を市町村が直接開催している場合、その会議が地域ケア会議の開催計画の中で明確に位置づけられていれば、「政策を市町村へ提言している」ものとみなす。	
平均点数・個数		6	平均点数・個数		6			
平均点数・%		46.2%	平均点数・%		66.7%			
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援								
市町村指標		該当するものに○	センター指標		該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
49	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	×	・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントが行われるよう、市町村としての方針を定めセンターと共有していることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）及び多職種の見点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
50	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	○	・多様な地域の社会資源に関する情報提供の状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体のいずれに対しても情報提供を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	×	48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	×	・セルフマネジメント推進のための取組状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それを活用しているを定め、センターと共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
52	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	○	・ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託実施する際の方針が明示されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで共有されていることを評価の対象とする。
53	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	○	・ケアマネジメントを委託した場合においても、センターの三職種等が適切に関与し、必要な支援を実施できているかを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・委託の有無にかかわらず、市町村がセンターに対し市町村が作成した指針を、データまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
54	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	○				・介護予防ケアマネジメントの実施に当たり適切な人員体制の整備を行うため、実施体制等の把握状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数		5	平均点数・個数		3			
平均点数・%		83.3%	平均点数・%		60.0%			
2 個別業務 計 点数：個数		20	2 個別業務 計 平均点数：個数		23			
2 個別業務 計 点数：%		57.1%	2 個別業務 計 平均点数：%		74.2%			

3 事業間連携（社会保障充実分事業）								
市町村指標		該当するものに○	センター指標		該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
55	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	×	51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	○	・センターの活動支援に資する取組として、医療と介護の連携に資する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
56	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○	52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	○	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
57	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	×	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	
58	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	○	・認知症の総合的支援に従事する関係者との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
59	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	○	・生活支援体制整備事業との連携状況を評価するもの	前年度の実績が対象	(センター) ・生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
3 事業間連携 計 平均点数・個数		4	3 事業間連携 計 平均点数・個数		4			
3 事業間連携 計 平均点数・%		80.0%	3 事業間連携 計 平均点数・%		80.0%			

法人名	社会福祉法人 蕨市社会福祉協議会
センター名	蕨市第一地域包括支援センター

地域包括支援センター拠点区分 資金収支計算書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	取 305 受託金収入	43,149,000	41,490,000	1,659,000		
	02 市区町村受託金収入	43,149,000	41,490,000	1,659,000		
	05 地域包括支援センター受託金収入	43,149,000	41,490,000	1,659,000		
	311 介護保険事業収入	13,688,000	13,599,268	88,732		
	04 居宅介護支援介護料収入	6,540,000	7,286,554	△746,554		
	02 介護予防支援介護料収入	6,540,000	7,286,554	△746,554		
	05 介護予防・日常生活支援総合事業収入	7,145,000	6,312,714	832,286		
	01 事業費収入	7,145,000	6,312,714	832,286		
	07 その他の事業収入	4,000	0	4,000		
	05 その他の事業収入	4,000	0	4,000		
	01 住宅改修支援事業手数料収入	4,000	0	4,000		
	08 (保険等査定減)	△1,000	0	△1,000		
	339 その他の収入	33,000	27,800	5,200		
	01 受入研修費収入	24,000	24,000	0		
	03 雑収入	9,000	3,800	5,200		
	01 雑収入	9,000	3,800	5,200		
	事業活動収入計(1)	56,870,000	55,117,068	1,752,932		
	支 出	402 人件費支出	37,050,000	36,011,380	1,038,620	
		02 職員給料支出	12,679,000	12,525,826	153,174	
		01 職員俸給支出	10,638,000	10,636,800	1,200	
02 職員諸手当支出		2,041,000	1,889,026	151,974		
03 職員賞与支出		4,558,000	4,557,034	966		
05 非常勤職員給与支出		14,632,000	13,914,234	717,766		
08 法定福利費支出		5,181,000	5,014,286	166,714		
403 事業費支出		8,945,000	7,969,575	975,425		
01 給食費支出		150,000	124,269	25,731		
02 給食材料費支出		150,000	124,269	25,731		
05 保健衛生費支出		262,000	192,627	69,373		
12 水道光熱費支出		260,000	247,721	12,279		
01 電気料金支出		125,000	121,415	3,585		
02 ガス料金支出		57,000	56,075	925		
03 水道料金支出		78,000	70,231	7,769		
01 上水道料金支出		53,000	47,664	5,336		
02 下水道料金支出		25,000	22,567	2,433		
14 消耗器具備品費支出		382,000	332,194	49,806		
01 消耗品費支出		382,000	332,194	49,806		
15 保険料支出		33,000	26,866	6,134		
16 賃借料支出		6,000	400	5,600		
20 車両費支出		242,000	148,552	93,448		
01 車両費支出		206,000	122,573	83,427		
02 車両燃料費支出		36,000	25,979	10,021		
36 通信運搬費支出		60,000	54,825	5,175		
38 広報費支出		15,000	14,127	873		
39 業務委託費支出		7,535,000	6,827,994	707,006		
404 事務費支出		4,276,000	2,864,783	1,411,217		
01 福利厚生費支出		167,000	108,793	58,207		
02 職員被服費支出		96,000	44,154	51,846		
04 研修研究費支出		193,000	156,200	36,800		
02 職員研修研究費支出		193,000	156,200	36,800		
05 事務消耗品費支出	532,000	449,643	82,357			
01 消耗品費支出	479,000	397,162	81,838			

地域包括支援センター拠点区分資金収支計算書

(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
	02 器具備品費支出	53,000	52,481	519	
	06 印刷製本費支出	45,000	40,276	4,724	
	09 修繕費支出	80,000	0	80,000	
	10 通信運搬費支出	480,000	442,288	37,712	
	12 広報費支出	300,000	0	300,000	
	13 業務委託費支出	295,000	293,963	1,037	
	14 手数料支出	66,000	39,472	26,528	
	15 保険料支出	49,000	48,930	70	
	16 賃借料支出	304,000	292,318	11,682	
	18 租税公課支出	1,178,000	477,147	700,853	
	19 保守料支出	401,000	400,385	615	
	31 車輛費支出	90,000	71,214	18,786	
	01 車輛費支出	90,000	71,214	18,786	
	431 支払利息支出	25,000	0	25,000	
	439 その他の支出	529,000	527,582	1,418	
	05 法人税、住民税及び事業税支出	529,000	527,582	1,418	
	事業活動支出計(2)	50,825,000	47,373,320	3,451,680	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	6,045,000	7,743,748	△1,698,748	
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出				
	444	ファイナンス・リース債務の返済支出	297,000	0	297,000
		施設整備等支出計(5)	297,000	0	297,000
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△297,000	0	△297,000	
その他の活動による収支	収入				
		その他の活動収入計(7)	0	0	0
	支出				
	467	事業区分間繰入金支出	4,107,000	4,095,640	11,360
	01	社会福祉事業区分繰入金支出	4,107,000	4,095,640	11,360
	01	法人本部拠点区分繰入金支出	4,107,000	4,095,640	11,360
	01	法人運営事業繰入金支出	2,389,000	2,389,000	0
	02	退職給付積立金事業繰入金支出	1,718,000	1,706,640	11,360
	その他の活動支出計(8)	4,107,000	4,095,640	11,360	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△4,107,000	△4,095,640	△11,360	
	予備費支出(10)	10,000	0	10,000	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	1,631,000	3,648,108	△2,017,108	
	前期末支払資金残高(12)	14,636,000	14,637,052	△1,052	
	当期末支払資金残高(11)+(12)	16,267,000	18,285,160	△2,018,160	

令和3年度介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)
作成委託事業所及び件数
(第一地域包括支援センター)

No.	事業所名	ケアプラン作成 委託実績	ケアマネジメント 作成委託実績	備考
1	蕨指定居宅介護支援センター	83	46	
2	居宅介護支援事業所あかね	38	42	
3	ケアサポート道	42	4	
4	ふたばケアセンター	21	0	
5	居宅介護支援事業所ほっとみるくわらび	54	116	
6	介護ステーションぱる蕨	35	25	
7	蕨介護サービス事業所	24	11	
8	居宅介護支援事業所埼玉さくらんぼ I 番館	0	12	
9	寧幸会居宅介護支援事業所	7	27	
10	ファインティスト	48	51	
11	介護相談室いと	106	12	
12	花介護	14	42	
13	わらびとだ訪問看護ステーション居宅介護支援事業所	33	22	
14	みつわこまち 介護相談室	29	5	
15	居宅介護支援事業所 ケアセンターかがやき	12	0	
16	SOMPOケア北戸田居宅介護支援	12	0	
17	居宅介護支援事業所 もと	23	35	
18	ケアコスモス芝中田居宅介護支援事業所	15	4	
19	和楽介護センター	16	22	
20	ホームケア笑みくる	58	26	
21	健仁会ましこ居宅介護支援事業所	12	0	
22	ケアコスモスわらび居宅介護支援事業所	19	30	
23	居宅介護支援事業所 そめや	8	0	
24	あけぼしケアプラン	13	7	
25	居宅介護支援事業所 スマイル戸田	0	12	
26	ファインケア浦和	17	5	
27	居宅介護事業所 絆	58	80	
28	スマイルファクトリー	10	0	
29	ケアプランセンター川口	25	13	
30	ケアプランうえはら	0	1	
31	株式会社大起エンゼルヘルプ川口ケアセンター	1	0	
合計		833	650	

令和4年度介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)作成委託事業所(案)
(第一地域包括支援センター)

No.	法人名	事業所名	指定番号
1	(福) 蕨市社会福祉協議会	蕨指定居宅介護支援センター	1171400524
2	(株)幻翹社	居宅介護支援事業所あかね	1171400599
3	(有)マキシマム	ケアサポート道	1171400417
4	医療法人 ふたばの会	ふたばケアセンター	1171400490
5	(有)柳崎介護センター	居宅介護支援事業所ほっとみるくわらび	1171400441
6	社会福祉法人 ぱる	介護ステーションぱる蕨	1171400656
7	蕨介護サービス(有)	蕨介護サービス事業所	1171400268
8	社会福祉法人 敬寿会	居宅介護支援事業所埼玉さくらんぼ I 番館	1176511929
9	(株)シュガーティスト	ファインティスト	1171400664
10	合同会社介護相談室いと	介護相談室いと	1171400979
11	合同会社ハナエンタープライズ	花介護	1171400904
12	一般社団法人蕨戸田市医師会	わらびとだ訪問看護ステーション居宅介護支援事業所	1161490028
13	合同会社 みつわパートナーズ	みつわこまち 介護相談室	1171400839
14	医療生協さいたま生活協同組合	居宅介護支援事業所 ケアセンターかがやき	1170200248
15	SOMPOケア株式会社	SOMPOケア北戸田居宅介護支援	1171901117
16	株式会社コマザキ	居宅介護支援事業所 もと	1171901935
17	株式会社和楽介護センター	和楽介護センター	1171400920
18	株式会社仁	ホームケア笑みくる	1171401050
19	社会福祉法人 寧幸会	寧幸会居宅介護支援事業所	1171400797
20	医療法人健仁会	健仁会ましこ居宅介護支援事業所	1170200750
21	株式会社ケアコスモス	ケアコスモスわらび居宅介護支援事業所	1171400284
22	有限会社 ラッツ	居宅介護支援事業所 そめや	1171901869
23	株式会社セクションズ	あけぼしケアプラン	1171400912
24	株式会社ルピナスケア	居宅介護支援事業所 スマイル戸田	1171900820
25	株式会社ファインケア	ファインケア浦和	1176510202
26	合同会社 FiveTales	居宅介護事業所 絆	1171901836
27	smile factory合同会社	スマイルファクトリー	1176518700
28	株式会社ベスト・ケアー	ケアプランセンター川口	1170209496
29	合同会社ケアプランうえはら	ケアプランうえはら	1475402523
30	株式会社大起エンゼルヘルプ	株式会社大起エンゼルヘルプ川口ケアセンター	1170200263

【第二地域包括支援センター】

1. 令和3年度 蕨市第二地域包括支援センター事業報告…【資料2】【資料4-1】 P1～P11
2. 令和3年度 介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)作成件数報告…【資料4-2】 P12
3. 令和3年度 第二地域包括支援センター事業計画…【資料4-3】 P13～P17
4. 令和3年度 第二地域包括支援センター評価指標…【資料4-4】 P18～P24
5. 令和3年度 第二地域包括支援センター収支計算書…【資料4-5】 P25～P26
6. 令和3年度 介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)作成委託事業所及び件数
…【資料4-6】 P27
7. 令和4年度 介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)作成委託事業所(案)
…【資料4-7】 P28

令和4年3月末現在

() 内は前年度実績

※前年度実績は令和3年3月末時点
(圏域変更前)

1 総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 基本チェックリスト実施事業

区分	担当地区 高齢者数	チェックリスト 実施人数	サービス事業対象者 把握者数
人数	5,054名	1名	1名
	(7,024名)	(7名)	(7名)

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

区分	担当地区 高齢者数	介護予防事業対象者 把握者数	住民運営の通いの場 につながった人数
人数	5,054名	3名	0名
	(7,024 名)	(3名)	(0名)

② 介護予防普及啓発事業

ア フレイル予防教室 (実施法人： スポーツジムルネサンス蕨)

実施期間	実施場所	開催回数	定員	実人員	延参加者数
R3年9月13日・27日 →中止	下蕨公民館	0回	15名	0名	0名
R3年11月11日・25日	南公民館	2回	15名	9名	14名
	合計	2回	30名	9名	14名

地区別参加人数					平均年齢	参加率
錦町	北町	中央	南町	塚越		
0名	0名	2名	7名	0名	79.2歳	47%

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
13回	ルネサンス蕨・市・市内包括

イ 出前講座

実施日	実施場所	団体名	内容	参加者数
R3年5月24日	南公民館	つどいの場	地域包括支援センターとは	14名
R3年6月28日	下蔵公民館	つどいの場	熱中症を防ごう	13名
R3年7月26日	南公民館	つどいの場	消費者被害の防止	17名
R3年7月27日	南町4丁目町会会館	みずほ会	フレイルについて	中止
R3年8月23日	下蔵公民館	つどいの場	夏バテ防止	12名
R3年9月27日	南公民館	つどいの場	認知症について知ろう	12名
R3年10月15日	下蔵公民館	下蔵学園	地域包括支援センター活用術 (介護予防)	17名
R3年10月25日	下蔵公民館	つどいの場	お薬手帳活用・飲み忘れ防止	11名
R3年11月16日	下蔵公民館	中央2・7民生委員	認知症ポスター養成講座	11名
R3年11月18日	南公民館	南町民生委員	認知症ポスター養成講座	26名
R3年11月22日	南公民館	つどいの場	転倒について・詐欺防止	18名
R4年1月18日	南公民館	市民講座	認知症ポスター養成講座	11名
R4年1月24日	南公民館	つどいの場	足がつるその原因と対処法	5名
R4年3月14日	下蔵公民館	市民講座	認知症ポスター養成講座	6名
R4年3月28日	南公民館	つどいの場	フレイル予防とサルコペニア	10名
合 計				178名

(0名)

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
3回	みずほ会

ウ サロン

サロン名	実施場所	開催回数	定員	実人員	延参加者数
つどいの場	南公民館・下蔵公民館	9回	15名	45名	112名
合計		9回	15名	45名	112名

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
34回	町会長・つどいの場ボランティア

エ その他

事業名	実施日（期間）	実施場所	開催回数	定員	実人数	備考
まほろば倶楽部	3. 9. 28～11. 9	南公民館	4回	10名	0名	中止
介護予防教室	3. 11. 9	南公民館	1回	20名	15名	「百歳体操・ニュースポーツ体験」
介護予防教室	3. 11. 17	南公民館	1回	25名	24名	「いきいき百歳体操・フレイルチェック」
介護予防教室	3. 12. 7	下蔵公民館	1回	15名	12名	「いきいき百歳体操・フレイルチェック」
スマホ教室	3. 6. 15	南公民館	1回	14名	14名	
スマホ教室	3. 9. 14	下蔵公民館	1回	14名	10名	

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
10回	埼玉県理学療法士会・消防本部・市

③ 地域介護予防活動支援事業

ア 介護予防サポーター養成講座

実施期間	実施場所	実施法人	開催回数	定員	実人員	延参加者数
R3. 10. 8～12. 3	中央公民館・北町公民館	埼玉県理学療法士会	8回	15名	11名	83名

*令和2年度中止

地区別参加人数					平均年齢	参加率
錦町	北町	中央	南町	塚越		
1名	2名	2名	4名	2名	58.9歳	69%

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
3回	市・市内包括・理学療法士会

イ 介護予防サポーターステップアップ講座（フォローアップ講座）

実施日	実施場所	実施法人	開催回数	実人員	延参加者数
R3. 11. 24	南公民館	第2包括・県理学療法士会	1回	16名	13名
R4. 1. 21	中央公民館	県理学療法士会	1回	8名	7名

地区別参加人数					平均年齢	参加率
錦町	北町	中央	南町	塚越		
0名	0名	6名	7名	0名	73.2歳	81%
0名	1名	2名	3名	1名	58.3歳	88%

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
8回	埼玉県理学療法士会、市

ウ その他

事業名	実施日 (期間)	実施場所	開催回数	定員	実人数	備考
南町合同百歳体操	3. 11. 9	南公民館	1回	20名	15名	南町地区再開支援
南町合同百歳体操	3. 11. 17	南公民館	1回	25名	24名	南町地区再開支援
中央合同百歳体操	3. 12. 7	下蔵公民館	1回	15名	12名	中央地区再開支援

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
4回	埼玉県理学療法士会・いきいきわらび (介護予防サポーター)

エ 介護予防サポーター活動状況

団体名	活動日	活動回数	延活動者数
つどいの場 ボランティア	毎月第4月曜日14:00~15:00	7回	20名
再開支援協力サポーター	11.9/11.17/12.7 (介護予防教室)	3回	9名
いきいきミナミ	毎週水曜日13:30~15:00	10回	70名
合 計		20回	99回

(64回) (233名)

オ 住民運営の通いの場(いきいき百歳体操)

団体名	実施場所	開始日 (週1回実施)	定員	実人数	延参加者数	平均年齢
いきいきミナミ	南公民館	H28. 4. 20	30名	34名	118名	
土橋クラブ	土橋会館	H31. 3. 4	25名	0名	0名	
中央7丁目自治会有志	レーベンホームわらび	H29. 4. 4	20名	0名	0名	
いきいき下蔵	下蔵南町会会館	H28. 4. 20	20名	0名	0名	
いきいきさくら	いきいきタウン蔵	H28. 4. 5	35名	0名	0名	
合 計				34名	118名	—

(55名) (533名)

カ 運営支援

団体名	実施回数	内容
いきいきミナミ	18回	世話人・サポーターとの意見交換及び調整／再開会議（再開支援）
いきいき土橋クラブ	6回	世話人・サポーターとの意見交換及び調整（再開支援）
いきいきセブン	4回	世話人・サポーターとの意見交換及び調整（再開支援）
いきいき下蔵	2回	世話人・サポーターとの意見交換及び調整（再開支援）
いきいきけやき荘	1回	第3包括への引継ぎ
いきいき塚越7	1回	第3包括への引継ぎ
いきいきグリーン	1回	第3包括への引継ぎ
いきいき塚越5	1回	第3包括への引継ぎ
合 計	34回	

2 総合相談支援業務

(1) 総対応件数

初回相談	合計	8,586件
経過観察		
介護保険サービス利用者		

(2) 総合相談

① 相談件数

	電話	訪問	来所	その他	合計
本人	466件	541件	86件	16件	1,109件
家族	647件	64件	116件	16件	843件
居宅	364件	9件	97件	1件	471件
近隣	39件	5件	5件	1件	50件
民生	115件	3件	6件	0件	124件
医療	264件	19件	0件	0件	283件
その他	542件	57件	18件	32件	649件
合計	2,437件	698件	328件	66件	3,529件

(1656件) (551件) (144件) (36件) (2387件)

② 主な相談内容

内 容	件 数	内 容	件 数
ア 介護保険関係	1,594件	イ 住まい・施設	360件
ウ 福祉用具・住宅改修支援	205件	エ 認知症関係	532件
オ 介護予防関係	185件	カ 医療関係	760件
キ 高齢者福祉サービス	239件	ク 経済問題	221件
ケ 精神的訴え	218件	コ 申請代行	117件
サ 安否確認	260件	その他(自費サービス・家族トラブル等)	5,205件
シ その他	514件		

(4,033件)

※ 1件の相談で、複数の内容について相談する場合があるため、合計は「相談件数」と一致しません。

③ 関係機関との連携

内 容	件 数	内 容	件 数
ア 行政	280件	イ 居宅介護支援事業所	626件
ウ 市内地域包括支援センター	102件	エ 警察・消防	46件
オ 医療機関	355件	カ 民生委員	149件
キ 障害関係	9件	ク 生活自立相談センター	18件
ケ 生活支援コーディネーター	1件	コ 認知症地域支援推進員	197件
サ 認知症初期集中支援チーム	3件	シ 在宅医療支援センター	1件
ス その他	271件	その他(保健所・司法書士・法テラス等)	
		合 計	2,058件

(1,409件)

3 権利擁護業務

(1) 権利擁護事業

内容	件数	備考
ア 成年後見制度	117件	
イ 高齢者虐待	45件	
ウ 消費者被害	10件	
エ その他	61件	あんサポ・法テラス・司法書士
合計	233件	

(128件)

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) ケアマネジャー研修会 (交流会)

回数	テーマ	実施日	場所	参加者
1	研修会	5月13日	総合社会福祉センター	21名
2	事例検討・認知症	10月1日	書面開催	22事業所
3	ミニケアマネ会・虐待	8月27日	南公民館	16名
4	ミニケアマネ会・生活保護	1月19日	南公民館	13名
5	ミニケアマネ会・介護と仕事、病気と仕事の両立	2月1日	南公民館	15名
	合計			87名

(0名)

(3) 地域ケア会議 (地域包括支援センター主催)

回数	実施日	テーマ	目的				参加者
			個別課題解決	ネットワーク構築	地域課題発見	地域づくり・資源開発	
1	8月12日	支援困難ケースの課題解決	○	○			居宅・障害支援事業所・第二包括・認知症地域支援推進員
2	9月15日	支援困難ケースの課題解決	○				保健センター・介護保険室・司法書士・第二包括・認知症地域支援推進員
3	10月4日	認知症の方の地域での見守りに ついてその現状や課題		○	○		地域住人・第二包括・認知症地域支援推進員
4	10月12日	支援困難ケースの課題解決	○				居宅・介護保険室・訪問介護・福祉用具・第二包括・認知症地域支援推進員
5	11月2日	支援困難ケースの課題解決	○				居宅・介護保険室・第二包括・認知症地域支援推進員

(4) 地域ケア会議（市主催）

回数	実施日	検討ケース数(第二包括)			合計
		要支援等(包括)	要支援等(委託)	要介護	
1	7月28日		1件		1件
2	8月25日	1件	1件		2件
3	9月22日		1件		1件
4	10月27日		1件		1件
5	11月24日				0件
6	12月22日	1件			1件
7	1月26日		2件		2件
8	2月24日				0件
9	3月23日	1件			1件
合計		3件	6件	0件	9件

(4件)

5 任意事業

(1) 家族介護支援事業（出張相談会）

回数	事業名	内容	実施日	場所	参加者
1	出張相談会		5月3日	下蕨公民館	2名
2	出張相談会		6月3日	大荒田交通公園	0名
3	出張相談会		7月3日	南町3丁目会館	0名
4	出張相談会		9月3日	中央プール会議室	0名
5	出張相談会		10月3日	南公民館	2名
6	出張相談会		11月3日	中央7自治会館	0名
7	出張相談会		12月3日	土橋会館	0名
				合計	4名

6 その他

(1) その他事業

回数	事業名	内容	実施日	場所	参加者
1	声かけたい養成講座	徘徊模擬訓練	10月4日	下蕨公園	19名
				合計	19名

(2) 連携会議参加状況

回数	会議名	実施日	場所
1	生活困窮者支援ネットワーク協議会	6月23日	済生会
2	蕨市地域自立支援協議会権利擁護部会	10月26日	総合社会福祉センター
3	生活困窮者支援ネットワーク協議会	11月2日	済生会

7 認知症総合支援事業（認知症地域支援・ケア向上事業）

（1）認知症地域支援推進員の取組

①認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組

ア 認知症地域支援推進員配置の周知・蕨市認知症安心ガイドブックの普及啓発

回数	実施日	活動場所	団体名	テーマ	参加人数
1	9月27日	南公民館	つどいの場	認知症について	9名
2	10月4日	下蕨公園	中央2・7	声かけたい養成講座	19名
3	10月15日	下蕨公民館	下蕨学園	知って得する包括の活用術	17名
4	11月16日	下蕨公民館	中央2・7民生委員	認知症サポーター養成講座	11名
5	11月18日	南公民館	南町民生委員	認知症サポーター養成講座	26名
6	12月8日	くるる	介護保険室 認知症地域支援推進員	R3年度 認知症普及啓発イベント	48名
7	12月15日	中央公民館	市職員	認知症サポーター養成講座	15名
8	1月18日	南公民館	市民	認知症サポーター養成講座	11名
9	3月14日	下蕨公民館	市民	認知症サポーター養成講座	6名
合 計					162名

(0名)

イ 認知症サポーター養成講座

回数	実施日	活動場所	対象	参加人数
1	11月16日	下蕨公民館	中央2・7民生委員	11名
2	11月18日	南公民館	南町民生委員	26名
3	12月15日	中央公民館	市職員	15名
4	1月18日	南公民館	市民	11名
5	3月14日	下蕨公民館	市民	6名
合 計				69名

(0名)

ウ 認知症サポーターフォローアップ講座

回数	実施日	活動場所	参加人数
1	12月8日	くるる	48名

(0 名)

エ 認知症普及啓発事業

回数	実施日	活動場所	テーマ	参加人数
1	10月4日	下蕨公園	中央2・7 声かけたい養成講座	19名
2	12月8日	くるる	映画上映「ケアニン」	48名
合 計				67名

(0名)

オ 出前講座

回数	実施日	活動場所	団体名	テーマ	参加人数
1	9月27日	南公民館	つどいの場	認知症について	9名
2	10月15日	下蔵公民館	下蔵学園	知って得する包括の活用術	17名
合 計					26名

(0名)

カ 認知症高齢者事前登録事業

新規登録人数 (圏域内)	6名
総登録人数 (市全域)	43名

キ 連携会議

会議名	参加回数
個別ケア会議	4回
警察との連携	7回
認知症地域支援推進員連携会議	20回
地域ケア会議	1回
認サポVrとの打ち合わせ	1回
消費生活センター	3回
合 計	36回

(43 回)

②認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組

ア 相談支援

電話	訪問	来所	その他	合 計
134件	72件	28件	2件	236件

(184 件)

イ 認知症支援に関する啓発

実施場所	実施回数	備考
介護予防教室	0回	
高齢者サロン	8回	
介護施設	0回	
その他	8回	出張相談会・声かけたい
合 計	16回	

(5 回)

③認知症カフェ事業の企画及び調整

実施場所 (運営団体)	開催日	開催回数	参加総数	
			参加者	スタッフ
まどか蔵	第4火曜日	0回	0名	0名
合計		0回	0名	0名

*令和2年度より中止中

④認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業

回数	実施日	活動場所	テーマ	参加人数
1	10月1日	書面開催	認知症に関する事例検討	22事業所
合計				22事業所

(0名)

令和3年度 蕨市地域包括支援センター事業報告

介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業

(1) 介護予防サービス計画等作成件数

①要支援認定者数、サービス事業対象者数及び介護予防サービス計画等作成件数 (上段=第一包括 中段=第二包括 下段=第三包括)

分 月別	要支援 認定者数	サービス事業 対象者数	要支援+ サービス事業 対象者 合計	ケアプラン作成件数 (給付)			ケアプラン 作成 委託件数	ケアプラン 作成 委託率	ケアプラン作成件数 (総合事業)				ケアプラン 作成 委託件数	ケアプラン 作成 委託率
				要支援1	要支援2	合計			サービス事 業	要支援1	要支援2	合計		
4月作成分	856	13	869	106	145	251	138	54.98%	13	143	108	264	129	48.86%
				60	69	129	66	51.16%	7	68	41	116	55	47.41%
				30	40	70	39	55.71%	3	50	39	92	42	45.65%
				16	36	52	33	63.46%	3	25	28	56	32	57.14%
5月作成分	865	13	878	110	136	246	134	54.47%	13	135	107	255	121	47.45%
				63	64	127	64	50.39%	7	67	41	115	51	44.35%
				32	41	73	40	54.79%	3	44	37	84	38	45.24%
				15	31	46	30	65.22%	3	24	29	56	32	57.14%
6月作成分	865	13	878	112	139	251	139	55.38%	13	138	105	256	126	49.22%
				63	60	123	63	51.22%	7	65	38	110	53	48.18%
				33	42	75	42	56.00%	3	47	38	88	41	46.59%
				16	37	53	34	64.15%	3	26	29	58	32	55.17%
7月作成分	860	13	873	117	139	256	144	56.25%	13	140	107	260	127	48.85%
				65	61	126	66	1.00%	7	67	41	115	54	46.96%
				34	40	74	41	55.41%	3	47	36	86	38	44.19%
				18	38	56	37	66.07%	3	26	30	59	35	59.32%
8月作成分	862	13	875	118	135	253	136	53.75%	13	139	100	252	120	47.62%
				63	61	124	63	50.81%	7	68	37	112	51	45.54%
				38	36	74	37	50.00%	3	48	34	85	37	43.53%
				17	38	55	36	65.45%	3	23	29	55	32	58.18%
9月作成分	864	13	877	109	147	256	143	55.86%	13	138	101	252	123	48.81%
				61	66	127	67	52.76%	7	63	39	109	52	47.71%
				30	43	73	39	53.42%	3	51	31	85	38	44.71%
				18	38	56	37	66.07%	3	24	31	58	33	56.90%
10月作成分	855	14	869	111	148	259	144	55.60%	14	131	100	245	122	49.80%
				62	67	129	69	53.49%	7	63	40	110	53	48.18%
				32	44	76	40	52.63%	3	46	31	80	36	45.00%
				17	37	54	35	64.81%	4	22	29	55	33	60.00%
11月作成分	855	15	870	110	142	252	145	57.54%	15	131	104	250	134	53.60%
				60	64	124	73	58.87%	8	63	39	110	59	53.64%
				34	43	77	39	50.65%	3	44	35	82	36	43.90%
				16	35	51	33	64.71%	4	24	30	58	39	67.24%
12月作成分	869	14	883	116	144	260	148	56.92%	14	128	104	246	136	55.28%
				63	67	130	76	58.46%	7	60	40	107	58	54.21%
				36	44	80	40	50.00%	3	46	32	81	36	44.44%
				17	33	50	32	64.00%	4	22	32	58	42	72.41%
1月作成分	874	14	888	113	149	262	149	56.87%	14	128	104	246	129	52.44%
				63	68	131	74	56.49%	7	58	43	108	53	49.07%
				36	45	81	43	53.09%	3	45	31	79	33	41.77%
				14	36	50	32	64.00%	4	25	30	59	43	72.88%
2月作成分	864	14	878	113	148	261	152	58.24%	14	121	104	239	128	53.56%
				60	70	130	76	58.46%	7	58	39	104	54	51.92%
				38	42	80	43	53.75%	3	40	32	75	32	42.67%
				15	36	51	33	64.71%	4	23	33	60	42	70.00%
3月作成分	866	13	879	109	153	262	152	58.02%	13	135	98	246	132	53.66%
				59	71	130	76	58.46%	6	66	37	109	57	52.29%
				37	46	83	43	51.81%	3	43	30	76	30	39.47%
				13	36	49	33	67.35%	4	26	31	61	45	73.77%
合計	10,355	162	10,517	1,344	1,725	3,069	1,724	56.17%	162	1,607	1,242	3,011	1,527	50.71%
				742	788	1,530	833	54.44%	84	766	475	1,325	650	49.06%
				410	506	916	486	53.06%	36	551	406	993	437	44.01%
				192	431	623	405	65.01%	42	290	361	693	440	63.49%

令和 3 年度蕨市第二地域包括支援センター事業計画

令和 3 年 4 月
蕨市第二地域包括支援センター

蕨市第二地域包括支援センターは、介護保険法に規定される基準に従い、保健師等、主任介護支援専門員や社会福祉士等の専門職を配置し、それぞれが専門分野での役割を担い、スタッフ全員が連携して知識や技能を結集し、地域における包括ケアの提供に向けて運営を行います。地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を継続することができるように、介護保険事業や福祉事業等による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルサービスによる多様な社会資源を活用できるように、包括的および継続的に支援を行います。

蕨市第二地域包括支援センターは、「第 8 期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「蕨市地域包括支援センター運営方針」に基づいた事業を実施します。

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

要介護状態等となるおそれの高い状態にある 65 歳以上の高齢者に対し、要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況、環境、その他の状況に応じて、対象者の選択に基づき、介護予防事業等適切な事業が包括的かつ効果的に実施されるよう必要な支援を行います。

① 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業

介護保険法に基づき要支援 1.2 と認定された方及び事業対象者が、介護予防サービス等の適切な利用が行えるよう、自立支援に向けたケアマネジメント業務を行います。

(2) 総合相談・支援業務

① 総合相談

・初期段階での総合相談

利用対象者本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうか判断します。その際、適切な情報提供を行うことによって相談者自身により問題解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。

・継続的・専門的な相談支援

初期段階の相談対応で専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断

した場合には、高齢者への訪問や関係者からの情報収集を行い、高齢者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定し、保健・福祉・医療サービスをはじめとする適切なサービスにつなぐとともに、高齢者や当該関係機関から定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認します。

②実態把握

総合相談業務を適切に行うために、様々な地域における社会資源との連携
高齢者への戸別訪問、家族や近隣住民からの情報収集により、担当地域の高齢者の実態把握を行い支援につなげます。

③各種申請代行

利用者の立場に立って保健福祉サービスやその他の相談に応じ、各種申請の代行を行います。

④普及啓発

保健福祉サービス及び介護保険サービスの存在や利用方法等に関する情報の提供及びその積極的かつ、適正な利用についての啓発を行います。

⑤介護者支援

地域にある施設や社会資源等を活用し、家庭内で介護されている方の交流や相談、情報発信等を目的とした場づくりに努めます。

⑥地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を早期に発見し、適切な支援、継続的な見守りを行い、高齢者に関する問題発生をできるだけ未然に防ぐことができるよう担当地域における様々な社会資源、関係機関とのネットワークを構築します。民生委員、社会福祉協議会とも情報交換を行い、連携を図ります。

地域住民相互のネットワーク作りの支援を行います。

(3) 権利擁護事業

①成年後見制度の活用

権利擁護の観点から支援が必要とされる場合には、その高齢者の判断能力や生活状況等を把握し、成年後見制度を利用する必要があるかの判断を行い申し立てにつなげるための支援を行います。申し立てを行える親族がないと思われる場合や親族があっても申し立ての意思がない場合は、速やかに市の担当者へ高齢者の状況等を報告し市長申し立てにつなげ、適切な対応を行います。

②老人福祉施設等への措置

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市へ当該高齢者の状況等を報告の上、市と連携し適切な対応を図ります。

また、措置入所後も当該高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに成年

後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援します。

③虐待事例への対応

関係機関からの通報など、虐待等が疑われる事例を把握した場合は、速やかに当該高齢者を訪問するなどして状況を確認し、マニュアルに添って市と協議しながらその状況に即した適切な対応をとります。

市が設置する「蕨市高齢者虐待防止ネットワーク会議」に参加し高齢者虐待防止対策の実務に努めます。

④困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に問題が存在している場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を発見した場合には、実態把握を行い各専門職が連携して、市と協議しながら対応を検討します。

⑤ 消費者被害の防止及び対応

地域団体、関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のために消費生活センター等の関係機関を紹介します。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①日常的個別支援

地域の介護支援専門員に対し、相談窓口としてケアプランの作成やサービス担当者会議の開催などを支援するとともに、必要に応じて制度や施策に関する情報提供を行います。

②支援困難事例への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係者、関係機関との連携の下で、具体的に支援方針を検討し、指導・助言を行います。

③多職種連携体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するために医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。

生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、医療機関、関係機関等との連携を強化し、ネットワークの構築を図ります。

④介護支援専門員のネットワーク支援

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど、介護支援専門員のネットワークを構築します。また、介護支援専門員に対して、ケアプラン作成に関する指導、サービス担当者会議の開催支援、地域ケア会議への参加に係るアドバイス等を行ない、個別指導や相談への対応を行ないません。個々の介護支援専門員の資質向上を図るために、市内の介護支援専門

員への情報提供・交流を目的として、「ケアマネジャー研修会」を定期的に実施します。

(5) 地域包括ケアに係る会議の開催

①地域ケア会議の開催

支援を必要とする高齢者に対する情報交換や支援方法に関し、担当地域の介護サービス事業者、行政、保健センター、医療機関、社会福祉協議会、民生委員、警察署、消防署等、その他高齢者に関わる多様な機関を交えて、会議を開催します。

市が主催する「自立支援型地域ケア会議」に出席いたします。

② 蕨市地域包括支援センター定例会議の実施

市や地域包括支援センター間の情報交換や連携を図る場として、定例会議を市と共催で実施します。

(6) 介護予防普及啓発事業

住民や活動団体、企業に対し、介護予防の事業を実施し、介護予防に資する知識の普及・啓発を図ります。

① 介護予防把握対象者事業

本人、家族からの相談・関係機関との連携により収集した情報等を活用し、閉じこもり支援が必要な高齢者を早期に把握し、地域活動につなげます。

②地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する人材の育成や地域住民への介護予防に資する活動への支援を行います。

- ・いきいき百歳体操教室の立ち上げ・運営支援の実施
- ・介護予防サポーター養成講座やフォローアップ講座を市と共催し実施
- ・地域の実情にあわせたボランティア育成とフォローアップ

③ 介護予防事業の実施

高齢者住民を対象に介護予防の知識の普及や生活機能の維持・向上に向けた取り組みを行います。

- ・介護予防教室「フレイル予防教室」の実施
- ・地域の実情にあわせた介護予防事業の実施

(7) 資質向上

①センター運営

地域包括支援センター業務の運営については、国が示す地域包括支援センター業務マニュアル及び蕨市地域包括支援センター運営方針に基づいて行います。全国統一の地域包括支援センター評価表に基づき、これを活用することにより、課題の整理及び改善を図ります。

② 担当職員

担当職員の資質向上のため、内部での研修、事例検討等の会議を行うとともに、外部研修や会議にも積極的に参加を促します。また、法人内においても定期的な職員の面談や評価を実施していきます。

(8) 認知症への取り組み

①認知症総合支援事業

- ・市、認知症地域支援推進員と協働し、地域住民が認知症発症後も地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携を強め、地域の支えあいの仕組みが構築できるよう認知症ケアパスの見直しや、地域住民に向け徘徊模擬訓練等の啓発活動をすすめていきます。
- ・認知症医療疾患センターや認知症初期集中支援チーム・医療機関・介護サービス及び地域の支援機関と連携し、認知症地域支援体制ネットワークの構築を図ります。

②認知症予防に資する事業を実施します。

市町村及び地域包括支援センターの評価表

センター名：藤市第二地域包括支援センター

1 組織・運営体制等						
(1) 組織運営体制						
市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
1 運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	○	1 市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	○	地域の関係者で構成される運営協議会の仕組みを活用し、運営方針を策定していることを評価するもの。	評価実施年度の運営について、4月末日までに示された運営方針が対象	(市町村・センター) ・紙面等で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
2 年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	○	2 事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。 (前問で「○」の場合のみ回答する欄です。前問で「×」の場合は、「×」を選択してください)	○	センターの事業計画を策定するに当たり、市町村とセンターで必要な協議が行われ、センターの事業計画に反映されているかを評価するもの。	評価実施年度の事業計画を策定した際の検討実績が対象	(市町村・センター) ・協議の方法等は問わない。 ・協議の記録(協議内容に関する議事メモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
3 前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	○	3 市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	○	センターの運営方針、支援・指導の内容に関し、運営協議会から意見・指摘を受けた際の対応状況を評価するもの。	前年度の対応実績を対象	(市町村) ・前年度に開催した運営協議会において、意見または指摘が出されなかった場合は、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 (センター) ・市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている場合、指標の内容を満たすものとする。
4 市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的で開催しているか。	○	4 市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	○	・市町村とセンターの連携のための体制が整備され、連携が図られているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会合に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
5 センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	○	5 市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	○	・センターが担当圏域の実情に応じた取組を行うための、情報連携や重点項目の設定を評価するもの	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・次の7つの情報のうち、3つ以上提供している、または提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(①担当圏域の高齢者人口②担当圏域の高齢者のみの世帯数③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の各種住民アンケート結果④要介護等認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報⑤民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報⑥地域の社会資源に関する情報⑦その他ニーズ把握に必要な情報) ・データ、書面、システム等で提供している・提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
		6 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	○		前年度の実績が対象	(センター) ・重点業務を定めた検討の記録(検討に関する会議のメモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
6 センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	○			・包括的支援事業を適切に実施するための原則的な体制が確保されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員の配置状況を評価するもの。 ・介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、それに基づく人員の配置状況を評価する。 ・直営のセンターについては、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員配置が、組織規則等において定められている、またはその他の方法により明示されることをもって指標を満たしているものとして取り扱う。 ・包括的支援事業の実施基準を定める条例に定めているのみでは指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・三職種には準ずる者を含む。
7 センターにおいて、3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。	×	7 三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。	×	・必要な支援が効果的に提供されるための体制が確保されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)がそれぞれ1名以上配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、担当地区における高齢者数に応じ以下のとおり配置されている場合(それぞれの職種の準ずる者は含まない)に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 <u>※各包括とも高齢者数は「以下」についての配置数に該当しないため割愛する。</u> (市町村) ・複数のセンターを設置している場合は、平均値を算出し、小数点第1位を四捨五入し整数化した値が基準による配置人数以上であれば、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

8	センターの三職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（全圏域内の高齢者数/全センター人員）の状況が1,500人以下であるか。 ※小規模の担当圏域におけるセンターについては配置基準が異なるため、以下の指標を用いる。 ①第1号被保険者数が概ね2,000人以上3,000人未満…1,250人以下 ②第1号被保険者数が概ね1,000人以上2,000人未満の場合…750人以下 ③第1号被保険者数が概ね1,000人未満の場合…500人以下	○			・介護保険法施行規則第140条の66において、担当区域における第1号被保険者数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに三職種を一人ずつ配置することとされており、三職種一人当たりの第1号被保険者数は1000~2000人と定められていることを踏まえ、人員配置状況を評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・三職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とする。 ・センターが複数ある場合（担当圏域が全て同規模の場合）には、まずセンターごとに三職種一人当たりの第1号被保険者人口を算出した上で、平均値により判定。 ・市町村に規模の異なる担当圏域が混在する場合の解釈について、例示すると次のとおり。 ①第1号被保険者数が2,400人で三職種の配置2名（2,400/2=1,200人） ②第1号被保険者数が1,400人で三職種の配置2名（1,400/2=700人） →A:各センターの一人当たり第1号被保険者数の合計：1,200+700=1,900人 B:各センターの担当圏域の規模ごとの指標における基準人数※の合計：1,250+750=2,000人 →指標を満たすのは、A≤Bの場合であり、本例示は指標を満たしている。 ※「各地域包括支援センターの担当圏域の規模ごとの基準人数」とは、指標に示している三職種一人当たり第1号被保険者数のこと。 ・包括的支援事業に従事する三職種のみを対象とする。
9	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	×	8	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	・センター職員の資質向上を図るため、必要な研修計画の策定または共有状況を評価するもの。	評価実施年度の4月末までに示された、当該年度内の研修計画が対象	(市町村・センター) ・主催者、研修内容・時間数は問わない。 ・評価実施年度の4月末までにセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
			9	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。	・職場の状況に左右されず、均一な研修の機会を提供できているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・主催者、研修内容・時間数は問わない。
10	センターに対して、夜間・早朝の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	○	10	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。
11	センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	○	11	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。
12	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	○	12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	・住民に広く認知されるための取り組みを行っているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・少なくとも広報紙やホームページで周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
13	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	○			・センターの円滑な利用のため、情報公表の取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等。
平均点数・個数		11	平均点数・個数		8		
平均点数・%		84.6%	平均点数・%		66.7%		

(2) 個人情報の保護

市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
14 個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	○	13 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。	○	・個人情報の取扱方針が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
15 個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	○	14 個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	○	・個人情報漏えい等の事態が発生した場合の対応方法が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
16 センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	○			・個人情報を適正に取り扱うため、センターから報告された事案への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・前年度に実績が無い場合、今年度速やかに指示・助言できる体制を整備している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
		15 個人情報保護に関する責任者（常勤）を配置しているか。	○	・個人情報保護に関する責任体制が構築されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。
		16 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	○	・個人情報の適正な取扱状況を問うもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・持出や開示に備え、個人情報の取扱について整理のうえデータまたは書面を整備し、持出・開示時に適正に処理されている場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数		3	平均点数・個数		4	
平均点数・%		100.0%	平均点数・%		100.0%	

(3) 利用者満足の上						
市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
17 苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	17 市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	○	・苦情受付体制と苦情への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
18 センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○	18 センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	○	・センターが受けた相談内容を市町村との間で共有する体制を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。
19 相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	19 相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	○	・相談対応の際のプライバシーの確保に関する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数	3	平均点数・個数	3			
平均点数・%	100.0%	平均点数・%	100.0%			
1 組織運営体制等 計 点数：個数	17	1 組織運営体制等 計 平均点数：個数	15			
1 組織運営体制等 計 点数：%	89.5%	1 組織運営体制等 計 平均点数：%	78.9%			

2 個別業務

(1) 総合相談支援業務						
市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
20 市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に、定期的に参加しているか。	○			・センターの相談環境の整備のため、市町村の関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・関係団体とは民生委員・介護サービス事業者・高齢者の日常生活支援活動に携わるボランティア等をさすが、そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・民生委員の会議がない場合は、自治会等の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
		20 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	○	・相談に適切に対応するための関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
21 センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	×	21 相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	×	・相談事例の適切な進捗管理のため、住民等からの相談を終結する目安の設定状況を評価する。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
22 センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	○	22 相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	○	・相談内容の分析状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
23 1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	○	23 1年間の相談事例の件数を市町村に報告しているか。	○	・相談件数の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	
24 センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	○	24 相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	○	・相談事例解決のための市町村とセンターの連携体制の構築とその対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対応について、日頃から連携体制を構築している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
25 センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	○	25 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	○	・介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談件数・相談内容の把握方法やとりまとめの方法については問わない。
平均点数・個数	5	平均点数・個数	5			
平均点数・%	83.3%	平均点数・%	83.3%			

(2) 権利擁護業務						
市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
26 成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	×	26 成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	×	・適切な成年後見制度の活用を促すため取組状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
27 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	○	27 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	○	・虐待事例または虐待が疑われる事例への円滑な対応体制の整備状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
28 センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	28 センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	×	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
29 消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	×	29 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	○		前年度の実績が対象	(センター) ・相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
		30 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	○	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(センター) ・少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数	2	平均点数・個数	3			
平均点数・%	50.0%	平均点数・%	60.0%			
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務						
市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
30 日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。	×	31 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	○	・圏域内の居宅介護支援専門員に関するデータの把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・把握した情報を、センターにデータまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
31 センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	○	32 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	○	・市町村とセンターの連携による、計画的な介護支援専門員向け研修計画の策定状況を評価するもの。		(市町村) ・センターと協議している開催計画であれば、都道府県主催のものやセンターが共催するもの、民間事業者等による自主的な研修や、スキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的な取り組みによるものも、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たすものとして取り扱う。 (センター) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
32 介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	×	33 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	○	・市町村とセンターが介護支援専門員のニーズを共有しているか評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
33 地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	×			・介護支援専門員のニーズを踏まえた研修等の開催状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・開催状況について、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
34 介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	×	34 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	・介護支援専門員のニーズに基づく、介護支援専門員と医療機関等の関係者との連携を推進する場の設定状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係の有無を問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものでも構わない。 ・都道府県主催のものも対象とする。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。 (センター) ・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。
		35 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	×	・圏域内の居宅介護支援専門員が円滑に業務を行えるよう、環境整備の取り組み状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	
35 センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	36 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	・介護支援専門員からの相談内容の整理状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合（市町村においては全センターで行っている場合）に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。
平均点数・個数	2	平均点数・個数	5			
平均点数・%	33.3%	平均点数・%	83.3%			

(4) 地域ケア会議

市町村指標		該当するものに○	センター指標		該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
36	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	×	37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	×	・地域ケア会議の機能を踏まえ、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議それぞれの機能、構成員、開催頻度を決定し、センターと共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(会議の名称は「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」に限らないが、設置要綱等において、介護保険法第115条の48が規定する地域ケア会議として位置づけられている必要がある。) ・地域ケア会議の5つの機能(①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成)について、計画された会議ごとに、いずれの機能を持つかが明示されており、かつ5つの機能の全てが、市町村における会議の体系全体の中に盛り込まれている必要がある。 ・開催計画については、市町村が策定しているものを評価するものであり、例えばセンターが作成した計画を単にまとめた計画の場合については、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・スケジュールについては、少なくとも開催頻度等の目安を明確化している必要がある。
37	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。(前問で「1」(○)の場合のみ回答する欄です。前問で「×」の場合は、「×」を選択してください。)	×					前年度の実績が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・少なくとも地域ケア会議の構成員が所属する団体へ周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
38	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	×	38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	×	・地域ケア会議の運営方法や連携方針を策定し、センターと共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても方針を策定し、データまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・運営方法と地域ケア会議の連携について周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
39	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	○	・個別ケースを検討する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
40	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	×	・地域ケア会議における、多職種連携による個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ・多職種から受けた助言等を生かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認等 ・モニタリング方法の決定等 ※1 確認とは見直しも含む。 ※2 「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外を含む。 ・なお、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う地域ケア会議の運営にあたっては、「介護予防活動普及展開事業 市町村向け手引き」(平成29年3月厚生労働省老健局老人保健課)等を参照すること。
41	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	×	41	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	・個人情報の取扱について、方針を定め、それに基づき対応していることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターに示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (市町村・センター) ・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
42	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	○	42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	○	・地域ケア会議における議事録等をまとめ、関係者間で共有している状況の評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	○	43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	○	・会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

44	生活援助の訪問回数の多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	○			・自立に資するケアマネジメントが行われているかを点検するための実施体制が整備されているかを評価するもの。	前年度の実績が対象		
45	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	×	44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	○	・個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
46	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	○	45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	○	・センターが主催した地域ケア会議の検討事項をまとめたものを、市町村とセンターで共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象 (市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
47	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。	×				・地域課題を検討する地域ケア会議の議事概要を住民向けに公表しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象 (市町村) ・公表の方法は問わない。 ・年1回以上実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
48	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を、地域ケア推進会議から市町村に提言しているか。	×				・地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっていることを評価するもの。	前年度の実績が対象 (市町村) ・提言した政策が実施されたかは問わない。 ・地域課題解決のための会議を市町村が直接開催している場合、その会議が地域ケア会議の開催計画の中で明確に位置づけられていれば、「政策を市町村へ提言している」ものとみなす。	
平均点数・個数		6	平均点数・個数		6			
平均点数・%		46.2%	平均点数・%		66.7%			
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援								
市町村指標		該当するものに○	センター指標		該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
49	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	○	・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントが行われるよう、市町村としての方針を定めセンターと共有していることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの種類、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）及び多職種の見点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
50	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	○	・多様な地域の社会資源に関する情報提供の状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体のいずれに対しても情報提供を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	×	48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	×	・セルフマネジメント推進のための取組状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それを活用しているを定め、センターと共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
52	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	○	・ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託実施する際の方針が明示されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで共有されていることを評価の対象とする。
53	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	○	・ケアマネジメントを委託した場合においても、センターの三職種等が適切に関与し、必要な支援を実施できているかを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・委託の有無にかかわらず、市町村がセンターに対し市町村が作成した指針を、データまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
54	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	○				・介護予防ケアマネジメントの実施に当たり適切な人員体制の整備を行うため、実施体制等の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数		5	平均点数・個数		4			
平均点数・%		83.3%	平均点数・%		80.0%			
2 個別業務 計 点数：個数		20	2 個別業務 計 平均点数：個数		23			
2 個別業務 計 点数：%		57.1%	2 個別業務 計 平均点数：%		74.2%			

3 事業間連携（社会保障充実分事業）								
市町村指標		該当するものに○	センター指標		該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
55	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	×	51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	○	・センターの活動支援に資する取組として、医療と介護の連携に資する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
56	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○	52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	○	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
57	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	○	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	
58	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	×	・認知症の総合的支援に従事する関係者との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
59	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	×	・生活支援体制整備事業との連携状況を評価するもの	前年度の実績が対象	(センター) ・生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
3 事業間連携 計 平均点数・個数		4	3 事業間連携 計 平均点数・個数		3			
3 事業間連携 計 平均点数・%		80.0%	3 事業間連携 計 平均点数・%		60.0%			

受託法人名	社会福祉法人ぱる
センター名	蕨市第二地域包括支援センター

令和3年度蕨市第二地域包括支援センター収支計算書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：円)

勘定科目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	受託金収入	27,800,000	27,800,000	0	
	市区町村受託金収入	27,800,000	27,800,000	0	
	介護保険事業収入	5,996,000	5,161,185	834,815	
	居宅介護支援介護料収入	2,420,000	1,703,191	716,809	
	介護予防・日常生活支援総合事業収入 (保険等査定減)	3,576,000	3,457,994	118,006	
	その他収入	90,000	0	90,000	
	実習・講師等収入	80,000	0	80,000	
	住宅改修支援事業手数料収入	10,000	0	10,000	
	事業活動収入計 (1)	33,886,000	32,961,185	834,815	
	支出				
	人件費支出	31,045,000	30,673,031	371,969	
	職員給料支出	21,140,000	20,734,307	405,693	
	非常勤職員給与支出	691,000	804,790	-113,790	
	職員賞与支出	3,800,000	4,534,282	-734,282	
	退職共済掛金支出	680,000	631,304	48,696	
	職員交通費支出	520,000	360,060	159,940	
	賞与引当金繰入支出	0	-999,576	999,576	
	本部人件費支出	414,000	675,619	-261,619	
	法定福利費支出	3,800,000	3,932,245	-132,245	
	事業費支出	1,051,000	1,074,467	-23,467	
	保健衛生費支出	100,000	133,477	-33,477	
	水道光熱費支出	0	467,742	-467,742	
	消耗器具備品費支出	100,000	183,672	-83,672	
	保険料支出	10,000	9,100	900	
	賃借料支出	0	0	0	
	車両費支出	10,000	0	10,000	
	諸謝金支出	20,000	0	20,000	
	通信運搬費支出	45,000	162,914	-117,914	
	給食材料費支出	0	0	0	
	広報費支出	0	0	0	
	業務委託費支出	766,000	117,562	648,438	
	事務費支出	400,000	360,138	39,862	
福利厚生費支出	42,000	3,071	38,929		
職員被服費支出	0	0	0		
旅費交通費支出	15,000	300	14,700		
研修研究費支出	110,000	31,500	78,500		
事務消耗品費支出	160,000	224,964	-64,964		
印刷製本費支出	0	0	0		
修繕費支出	50,000	3,635	46,365		
手数料支出	0	0	0		
保険料支出	0	9,100	-9,100		
賃借料支出	0	0	0		
租税公課支出	0	7,200	-7,200		
保守料支出	0	79,268	-79,268		
諸会費支出	3,000	0	3,000		
雑費支出	20,000	1,100	18,900		
車両費支出	0	0	0		
その他の支出	390,000	508,618	-118,618		
法人税、住民税及び事業税支出			0		
本部管理費支出	390,000	508,618	-118,618		
事業活動支出計 (2)	32,886,000	32,616,254	269,746		
事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	1,000,000	344,931	655,069		

施設整備等による収支	収入					
		施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出		減価償却費	1,000,000	1,608,336	-608,336
			修繕積立金繰入			0
	施設整備等支出計 (5)	1,000,000	1,608,336	-608,336		
	施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)	-1,000,000	-1,608,336	608,336		
その他の活動による収支	収入					
		その他の活動収入計 (7)	0	0	0	
	支出		事業区分間繰入金支出	0	0	0
			社会福祉事業区分繰入金支出	0		
						0
	その他の活動支出計 (8)	0	0	0		
	その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)	0	0	0		
	予備費支出 (10)	0	276,760	0	国庫補助取崩額	
	当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)	0	-1,540,165	1,540,165		

	前期末支払資金残高 (12)				
	当期末支払資金残高 (11) + (12)	0	-1,540,165	1,540,165	

令和3年度介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)
作成委託事業所及び件数【第二地域包括支援センター】

No.	事業所名	指定介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	合計
1	蕨指定居宅支援センター	60	0	60
2	居宅介護支援事業所あかね	104	65	169
3	ケアセンター かがやき	2	10	12
4	ケアセンター すこやか	12	0	12
5	あけぼしケアプラン(蕨)	48	0	48
6	ケアコスモス居宅介護支援事業所	9	1	10
7	ケアラ	2	0	2
8	きゅぼら	0	1	1
9	ケアサポート道	37	98	135
10	ふたばケアセンター	7	10	17
11	居宅介護支援事業所ほっとみるくわらび	7	22	29
12	介護ステーションぱる蕨	37	24	61
13	蕨介護サービス事業所	7	0	7
14	寧幸会居宅介護支援事業所	3	0	3
15	みつわかまち 介護相談室	19	36	55
16	介護相談室いと	29	12	41
17	居宅介護支援事業所もと	17	32	49
18	笑みくる	40	14	54
19	わらびとだ訪問看護ステーション	9	17	26
20	ファインテイスト	28	24	52
21	花介護	0	12	12
22	居宅介護支援事業所そら	2	9	11
23	芝西居宅	0	12	12
24	愛ケア	0	24	24
25	そめや	7	0	7
26	山手ケアサービス	0	12	12
27	大起エンゼルヘルプ	0	2	2
	合計	486	437	923

令和4年度介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)作成委託事業所(案)
(第二地域包括支援センター)

No.	法人名	事業所名	指定番号
1	医療法人ふたばの会	ふたばケアセンター	1171400490
2	(株) 仁	ホームケア笑みくる	1171401050
3	(有)マキシマム	ケアサポート道	1171400417
4	(株)コマザキ	居宅介護支援事業所もと	1171901935
5	合同会社みつわパートナーズ	みつわこまち介護相談室	1171400839
6	(株)幻翹社	居宅介護支援事業所あかね	1171400599
7	社会福祉法人蕨市社会福祉協議会	蕨指定居宅介護支援センター	1171400524
8	株式会社愛ケア	愛ケア	1176506820
9	(有)蕨介護サービス	蕨介護サービス事業所	1171400268
10	(有)柳崎介護センター	居宅介護支援事業所ほっとみるくわらび	1171400441
11	ハナエンタープライズ	花介護	1171400904
12	社会福祉法人ぱる	介護ステーションぱる蕨	1171400656
13	合同会社介護相談室いと	介護相談室いと	1171400979
14	(株)アールケアサポート	あけぼしケアプラン(蕨)	1171400912
15	株式会社シュガーテイスト	ファインテイスト	1171400664
16	一般社団法人蕨戸田市医師会	わらびとだ訪問介護ステーション	1161490028
17	医療法人社団光恵会	芝西居宅介護支援事業所	1170207292
18	医療生協さいたま生活協同組合	医療生協ケアセンターかがやき	1170200248
19	居宅介護支援事業所そら	居宅介護支援事業所そら	1170208373
20	(株)山手ケアサービス	山手ケアサービス	1170101099
21	(有)ラッツ	居宅介護支援事業所そめや	1171901869
22	(福)寧幸会	寧幸会居宅介護支援事業所	1171400797
23	医療生協さいたま生活協同組合	医療生協ケアセンターすこやか	1170207383
24	(株)ケアコスモス	ケアコスモス	1171400284
25	(株)ライフタイム	アイケア居宅	1170208597
26	(株)このはな	くるり	1176519716
27	(株)ベスト・ケア	ベスト・ケア	1170209496
28	株式会社大起エンゼルヘルプ	大起エンゼルヘルプ川口ケアセンター	1170200842

【第三地域包括支援センター】

1. 令和3年度 蕨市第三地域包括支援センター事業報告…【資料2】【資料5-1】 P1～P9
2. 令和3年度 介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)作成件数報告…【資料5-2】 P10
3. 令和3年度 第三地域包括支援センター事業計画…【資料5-3】 P11～P14
4. 令和3年度 第三地域包括支援センター評価指標…【資料5-4】 P15～P21
5. 令和3年度 第三地域包括支援センター収支計算書…【資料5-5】 P22
6. 令和3年度 介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)作成委託事業所及び件数
…【資料5-6】 P23
7. 令和4年度 介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)作成委託事業所(案)
…【資料5-7】 P24

1 総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 基本チェックリスト実施事業

区分	担当地区 高齢者数	チェックリスト 実施人数	サービス事業対象者 把握者数
人数	3,694名	4名	4名

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

区分	担当地区 高齢者数	介護予防事業対象者 把握者数	住民運営の通いの場 につながった人数
人数	3,694名	5名	1名

② 介護予防普及啓発事業

ア フレイル予防教室 (実施法人：スポーツジムルネサンス蕨)

実施期間	実施場所	開催回数	定員	実人員	延参加者数
3月10日、24日 →中止	東公民館	0回	15名	0名	0名
	合計	0回	15名	0名	0名

地区別参加人数					平均年齢	参加率
錦町	北町	中央	南町	塚越		

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
4回	第一包括、第二包括 ルネサンス蕨

イ 出前講座

実施日	実施場所	団体名	内容	参加者数
合 計				0名

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋

ウ サロン

サロン名	実施場所	開催回数	定員	実人員	延参加者数
合 計		0回	0名	0名	0名

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋

エ その他

事業名	実施日（期間）	実施場所	開催回数	定員	実人数	備考
スローエアロビック教室	3月22日、30日	第三地域包括支援センター	1回	7名	5人	3月22日天候不良のため中止

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
3回	第三包括、介護保険室

オ お口いきいき教室（口腔機能向上・栄養改善教室） ※市主催、包括技術協力

実施期間	実施場所	実施法人	開催回数	定員	実人員	延参加者数
1月12日～2月16日	東公民館	介護保険室	5回	15名	17名	68名

地区別参加人数					平均年齢	参加率
錦町	北町	中央	南町	塚越		
0名	0名	2名	3名	11名	77.5歳	85%

③ 地域介護予防活動支援事業

ア 介護予防サポーター養成講座

実施期間	実施場所	実施法人	開催回数	定員	実人員	延参加者数
R3. 10. 8～12. 3	中央公民館、北町公民館	埼玉県理学療法士会	8回	15名	11名	83名

地区別参加人数					平均年齢	参加率
錦町	北町	中央	南町	塚越		
1名	2名	2名	4名	2名	58.9歳	94%

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋
3回	埼玉県理学療法士会、介護保険室、三包括

イ 介護予防サポーターステップアップ講座（フォローアップ講座）

実施日	実施場所	実施法人	開催回数	実人員	延参加者数
1月21日	中央公民館	埼玉県理学療法士会	1回	8名	8回

地区別参加人数					平均年齢	参加率
錦町	北町	中央	南町	塚越		
0名	1名	2名	3名	1名	58.3歳	88%

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋

ウ その他

事業名	実施日（期間）	実施場所	開催回数	定員	実人数	備考

打ち合わせ 等	
開催回数	団体 ※抜粋

エ 介護予防サポーター活動状況

団体名	活動日	活動回数	延活動者数
いきいき グリーン	水曜日 13:30~14:30	22回	105名
いきいき 塚セブン	火曜日 13:30~14:30	17回	64名
いきいき 塚5	木曜日 10:00~11:00	0回	0名
いきいき けやき荘	金曜日 10:00~11:00	48回	120名
合 計		87回	289名

オ 住民運営の通いの場(いきいき百歳体操)

団体名	実施場所	開始日 (週1回実施)	定員	実人数	延参加者数	平均年齢
いきいき グリーン	東公民館	H28.2.17	25名	15名	142名	81.0歳
いきいき 塚セブン	塚越7丁目町会会館	H29.4.18	15名	16名	96名	77.0歳
いきいき 塚5	塚越5丁目町会会館	H29.6.8	20名	0名	0名	
いきいき けやき荘	けやき荘	H30.11.2	25名	30名	466名	80.5歳
合 計				61名	704名	79.5歳

カ 運営支援(再開支援)

団体名	実施回数	内容
いきいき グリーン	2回	前包括より引継ぎ、感染予防策打合せ
いきいき 塚セブン	2回	前包括より引継ぎ、感染予防策、活動回数打合せ
いきいき けやき荘	5回	前包括より引継ぎ、サポーターさん支援(活動について支援)
いきいき 塚5	4回	再開支援(再開にあたっての打合せ)
新規	8回	新規立ち上げ打合せ(2丁目町会会館)
合 計	11回	

2 総合相談支援業務

(1) 総対応件数

初回相談	合計	4,095件
経過観察		
介護保険サービス利用者		

(2) 総合相談

① 相談件数

	電話	訪問	来所	その他	合計
本人	147件	165件	194件	9件	515件
家族	169件	8件	69件	2件	248件
居宅	150件	3件	20件	0件	173件
近隣	2件	1件	1件	0件	4件
民生	20件	3件	1件	0件	24件
医療	79件	2件	1件	2件	84件
その他	289件	9件	4件	8件	310件
合計	856件	191件	290件	21件	1,358件

② 主な相談内容

内容	件数	内容	件数
ア 介護保険関係	708件	イ 住まい・施設	166件
ウ 福祉用具・住宅改修支援	106件	エ 認知症関係	300件
オ 介護予防関係	68件	カ 医療関係	460件
キ 高齢者福祉サービス	60件	ク 経済問題	250件
ケ 精神的訴え	100件	コ 申請代行	78件
サ 安否確認	150件	その他（家族トラブル、近隣トラブル等）	
シ その他	627件		
		合計	3,073件

※ 1件の相談で、複数の内容について相談する場合があるため、合計は「相談件数」と一致しません。

③ 関係機関との連携

内容	件数	内容	件数
ア 行政	136件	イ 居宅介護支援事業所	213件
ウ 市内地域包括支援センター	26件	エ 警察・消防	17件
オ 医療機関	93件	カ 民生委員	33件
キ 障害関係	17件	ク 生活自立相談センター	0件
ケ 生活支援コーディネーター	1件	コ 認知症地域支援推進員	100件
サ 認知症初期集中支援チーム	0件	シ 在宅医療支援センター	0件
ス その他	91件	その他（住宅ソーシャルワーカー等）	
		合計	727件

3 権利擁護業務

(1) 権利擁護事業

内 容	件 数	備 考
ア 成年後見制度	16件	賃貸更新契約困難、口座管理困難など
イ 高齢者虐待	13件	夫による虐待ケース
ウ 消費者被害	0件	
エ その他	4件	
合 計	33件	

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) ケアマネジャー研修会（交流会）

回 数	テーマ	実施日	場 所	参加者
1	研修会	5月13日	総合福祉センター	21名
2	事例検討会	10月1日	書面開催	22名
			合 計	43名

(2) 地域ケア会議（地域包括支援センター主催）

回 数	実施日	テーマ	目的				参加者
			個別課題解決	ネットワーク構築	地域課題発見	地域づくり・資源開発	
1	5月14日	今後の在宅生活の支援方針について	○	○			本人、任意後見人（弁護士）、民生委員、包括
2	9月14日	近隣への迷惑行為について	○	○	○	○	本人、民生委員、道路公園課
3	10月13日	今後の生活の支援方針について	○	○			本人、生活支援課、住宅ソーシャルワーカー
4	11月11日	措置入院者の支援方針について	○	○			本人、県南部保健所、居宅介護支援事業所担当CM

(3) 地域ケア会議（市主催）

回数	実施日	検討ケース数(第三包括)			合計
		要支援等(包括)	要支援等(委託)	要介護	
1	7月28日				0件
2	8月25日				0件
3	9月22日	1件			1件
4	10月27日	1件	1件		2件
5	11月24日		1件		1件
6	12月22日		1件		1件
7	1月26日	1件			1件
8	2月25日	1件			1件
9	3月23日				0件
合計		4件	3件	0件	7件

5 任意事業

(1) 家族介護支援事業

回数	事業名	内容	実施日	場所	参加者
1					
				合計	0名

6 その他

(1) その他事業

回数	事業名	内容	実施日	場所	参加者
1					
				合計	0名

(2) 連携会議参加状況

回数	会議名	実施日	場所	参加者
1	生活困窮者支援ネットワーク協議会	6月23日	済生会川口総合病院	西口
2	第1回蕨市地域支え合い推進協議体	6月28日	西公民館	西口

7 認知症総合支援事業（認知症地域支援・ケア向上事業）

（1）認知症地域支援推進員の取組

①認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組

ア 認知症地域支援推進員配置の周知・蕨市認知症安心ガイドブックの普及啓発

回数	実施日	活動場所	団体名	テーマ	参加人数
1	11月17日	市民会館201	塚越地区民生委員	認知症サポーター養成講座	23名
2	12月15日	中央公民館集会室	市職員	認知症サポーター養成講座	15名
3	12月21日	東公民館集会室	市内在住・在勤者	認知症サポーター養成講座	7名
合 計					45名

イ 認知症サポーター養成講座

回数	実施日	活動場所	対象	参加人数
1	11月17日	市民会館201	塚越地区民生委員	23名
2	12月15日	中央公民館集会室	市職員	15名
3	12月21日	東公民館集会室	市内在住・在勤者	7名
合 計				45名

ウ 認知症サポーターフォローアップ講座

回数	実施日	活動場所	参加人数
1	12月8日	くるる	48名

エ 認知症普及啓発事業

回数	実施日	活動場所	テーマ	参加人数
1	12月8日	くるる	映画上映会（ケアニン～あなたでよかった～）	48名
合 計				48名

オ 出前講座

回数	実施日	活動場所	団体名	テーマ	参加人数
1					
合 計					0名

カ 認知症高齢者事前登録事業

新規登録人数	5名
総登録人数	12名

キ 連携会議

会議名	参加回数
個別ケア会議	2回
認知症地域支援推進員連携会議	18回
医療機関との在宅支援連携	3回
グループホームとの連携	1回
蕨警察署との連携	1回
不動産業との連携	1回
郵便局との連携	1回
合 計	27回

②認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組

ア 相談支援

電話	訪問	来所	その他	合 計
161件	41件	45件	1件	248件

イ 認知症支援に関する啓発

実施場所	実施回数	備考
介護予防教室	0回	
高齢者サロン	0回	
介護施設	0回	
その他	1回	12/8 認知症啓発イベント
合 計	1回	

③認知症カフェ事業の企画及び調整

実施場所 (運営団体)	開催日	開催回数	参加総数	
			参加者	スタッフ
グリーンライフ蕨	第2月曜日	0回	0名	0名
合 計		0回	0名	0名

④認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業

回数	実施日	活動場所	テーマ	参加人数
1	10月1日	書面開催	事例検討会	22事業所
			合 計	22事業所

令和3年度 蕨市地域包括支援センター事業報告

介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業

(1) 介護予防サービス計画等作成件数

①要支援認定者数、サービス事業対象者数及び介護予防サービス計画等作成件数 (上段=第一包括 中段=第二包括 下段=第三包括)

分 月別	要支援 認定者数	サービス事業 対象者数	要支援+ サービス事業 対象者 合計	ケアプラン作成件数 (給付)			ケアプラン 作成 委託件数	ケアプラン 作成 委託率	ケアプラン作成件数 (総合事業)				ケアプラン 作成 委託件数	ケアプラン 作成 委託率
				要支援1	要支援2	合計			サービス事 業	要支援1	要支援2	合計		
4月作成分	856	13	869	106	145	251	138	54.98%	13	143	108	264	129	48.86%
				60	69	129	66	51.16%	7	68	41	116	55	47.41%
				30	40	70	39	55.71%	3	50	39	92	42	45.65%
				16	36	52	33	63.46%	3	25	28	56	32	57.14%
5月作成分	865	13	878	110	136	246	134	54.47%	13	135	107	255	121	47.45%
				63	64	127	64	50.39%	7	67	41	115	51	44.35%
				32	41	73	40	54.79%	3	44	37	84	38	45.24%
				15	31	46	30	65.22%	3	24	29	56	32	57.14%
6月作成分	865	13	878	112	139	251	139	55.38%	13	138	105	256	126	49.22%
				63	60	123	63	51.22%	7	65	38	110	53	48.18%
				33	42	75	42	56.00%	3	47	38	88	41	46.59%
				16	37	53	34	64.15%	3	26	29	58	32	55.17%
7月作成分	860	13	873	117	139	256	144	56.25%	13	140	107	260	127	48.85%
				65	61	126	66	1.00%	7	67	41	115	54	46.96%
				34	40	74	41	55.41%	3	47	36	86	38	44.19%
				18	38	56	37	66.07%	3	26	30	59	35	59.32%
8月作成分	862	13	875	118	135	253	136	53.75%	13	139	100	252	120	47.62%
				63	61	124	63	50.81%	7	68	37	112	51	45.54%
				38	36	74	37	50.00%	3	48	34	85	37	43.53%
				17	38	55	36	65.45%	3	23	29	55	32	58.18%
9月作成分	864	13	877	109	147	256	143	55.86%	13	138	101	252	123	48.81%
				61	66	127	67	52.76%	7	63	39	109	52	47.71%
				30	43	73	39	53.42%	3	51	31	85	38	44.71%
				18	38	56	37	66.07%	3	24	31	58	33	56.90%
10月作成分	855	14	869	111	148	259	144	55.60%	14	131	100	245	122	49.80%
				62	67	129	69	53.49%	7	63	40	110	53	48.18%
				32	44	76	40	52.63%	3	46	31	80	36	45.00%
				17	37	54	35	64.81%	4	22	29	55	33	60.00%
11月作成分	855	15	870	110	142	252	145	57.54%	15	131	104	250	134	53.60%
				60	64	124	73	58.87%	8	63	39	110	59	53.64%
				34	43	77	39	50.65%	3	44	35	82	36	43.90%
				16	35	51	33	64.71%	4	24	30	58	39	67.24%
12月作成分	869	14	883	116	144	260	148	56.92%	14	128	104	246	136	55.28%
				63	67	130	76	58.46%	7	60	40	107	58	54.21%
				36	44	80	40	50.00%	3	46	32	81	36	44.44%
				17	33	50	32	64.00%	4	22	32	58	42	72.41%
1月作成分	874	14	888	113	149	262	149	56.87%	14	128	104	246	129	52.44%
				63	68	131	74	56.49%	7	58	43	108	53	49.07%
				36	45	81	43	53.09%	3	45	31	79	33	41.77%
				14	36	50	32	64.00%	4	25	30	59	43	72.88%
2月作成分	864	14	878	113	148	261	152	58.24%	14	121	104	239	128	53.56%
				60	70	130	76	58.46%	7	58	39	104	54	51.92%
				38	42	80	43	53.75%	3	40	32	75	32	42.67%
				15	36	51	33	64.71%	4	23	33	60	42	70.00%
3月作成分	866	13	879	109	153	262	152	58.02%	13	135	98	246	132	53.66%
				59	71	130	76	58.46%	6	66	37	109	57	52.29%
				37	46	83	43	51.81%	3	43	30	76	30	39.47%
				13	36	49	33	67.35%	4	26	31	61	45	73.77%
合計	10,355	162	10,517	1,344	1,725	3,069	1,724	56.17%	162	1,607	1,242	3,011	1,527	50.71%
				742	788	1,530	833	54.44%	84	766	475	1,325	650	49.06%
				410	506	916	486	53.06%	36	551	406	993	437	44.01%
				192	431	623	405	65.01%	42	290	361	693	440	63.49%

令和 3 年度蕨市第三地域包括支援センター事業計画

令和 3 年 4 月

蕨市第三地域包括支援センター

1 蕨市第三地域包括支援センターの運営方針

蕨市第三地域包括支援センター(愛称：高齢者サポートセンター)は、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置されている(介護保険法第115条の46第1項)ことを念頭に置き、介護保険法のみならず、他関係法に基づく諸制度などの情報・知識を活用し、様々な角度から地域包括ケアに取り組み、地域包括ケアシステムの中核としての役割を遂行いたします。

1. 必要な支援・サービスと「人」を繋いでいきます。
2. 様々な障がいや疾病があっても、「その人らしさ」を支援いたします。
3. 住み慣れた地域で「生きがい」や「楽しみ」を持って生活することを支援いたします。

「第8期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「蕨市地域包括支援センター運営方針」に基づき、蕨市第三地域包括支援センターは、公正かつ中立性が高い、継続的な事業運営を目指します。

【公益性】

- ①地域包括支援センター事業実施において、蕨市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、介護保険法及び関係法令等を遵守し、公正で中立性が高くかつ誠実な事業運営を行います。
- ②地域包括支援センターの運営費用は、市民が負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行います。
- ③「地域に根差し、地域に開かれた地域包括支援センター」として地域からの信頼を得ながら事業展開をしていくために、事業運営状況やセンターの情報等を地域に向けて積極的に開示できるよう取り組みます。

【地域性】

- ①地域の実情や地域のニーズ等を踏まえた活動が必要であり、蕨市塚越の地域特性や状況把握に努め、1～7丁目の各丁目ごとにおいても特性を把握・分析していくことで適切かつ柔軟な事業運営を行います。
- ②地域の住民や町会自治体や高齢者クラブ等の関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

2 一般介護予防事業

- ①塚越地区の地域の実情、高齢者の方が抱える介護予防に関する課題やニーズを早期に把握し、適切な介護予防教室の開催や住民主体の活動への支援、参加者を集めるための周知活動を行っていきます。
- ②蕨市の指針に沿い、フレイル予防に重点を置き事業を展開し、多職種と協働し、地域の高齢者の方の心身機能の改善、日常生活動作の改善、社会活動への参加、生きがい作りを目指していきます。

3 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

高齢者の主体的活動と生活の質の向上に向けて、介護予防ケアマネジメントを実施いたします。

地域の要支援相当の高齢者が、介護が必要な状態になることを予防するため、「介護予防の観点」を基本的な視点とし、効果的なアプローチや支援をいたします。

①指定介護予防サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進します。

②地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、できることを本人と共に発見し、本人が主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指します。

③具体的な目標を明確にし、一人一人の高齢者に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成し、サービス提供を行うと共に、適宜、計画した目標の達成状況・効果を評価し、必要に応じて計画を見直します。

④ケアマネジメントにあたっては利用者、家族と話し合いながら合意を得た上で展開します。

⑤利用者の心情に配慮し支援いたします。加齢による持病の悪化や体力の低下、気力の衰え等による活動範囲の縮小や他者との交流の減少によるあきらめ、自信の喪失等などに配慮した関わりを心掛けます。

⑥計画作成者はアセスメントの過程において、かつてそのご利用者が楽しみや生きがいにしてきたことなどについて情報を収集し、ご利用者自身に「目標とする生活」について具体的なイメージを抱いてもらうような働きかけをします。その際は個別性を重視するとともに、楽しめるもの、生活に関わるものを具体的に盛り込むよう努めます。

⑦サービス選択にあたっての留意事項として、「通所型サービス」などの外出や運動の機会を積極的に位置づけることによって、日常生活行動の活発化や社会と関わる機会を提供し、高齢者の廃用症候群の予防・改善に努めます。

「訪問型サービス」について、利用者の置かれた環境・心情に十分配慮しつつ、段階に応じて生活機能の維持・向上に資するような関わり、支援をいたします。

他、サービスについても適切なアセスメントと、生活の自立への十分な働きかけに基づいて、利用の妥当性・適合性を精査します。

⑧サービス事業所の選定は、地域における全てのサービス事業所から情報を集め、利用者及び家族に可能な限り情報を提供し、公平・中立な視点で選定できるように支援します。

4 総合相談支援業務

◆総合相談支援業務機能について

①地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であり、様々な相談に対し、当事者の最善の利益を図るために業務を遂行し、適切で迅速な相談窓口としてワンストップ対応を心掛けます。

②相談センターとしてコーディネーター機能としての役割を果たしていきます。

5 権利擁護業務

◆権利擁護について

高齢者に対する詐欺や悪質商法などの消費者被害への対応、高齢者虐待の早期発見や防止に努め、高齢者の権利擁護を実現いたします。

【成年後見制度、地域権利擁護制度の活用】

支援が必要な高齢者の判断能力や心身及び生活の状況等を踏まえ、成年後見制度等の利用

が必要かを判断し、制度の活用ができるよう支援を行います。市長申し立てが必要なケースは市の担当部署へ報告する等、関係機関との連携も図り適切な支援へ繋げていきます。

【虐待防止、早期発見・適切な対応】

①関係機関からの通報など、虐待等が疑われる事例を把握した場合は、速やかに訪問するなどして実態把握をし、マニュアルに添って市と協議しながら適切な対応をいたします。

②市が設置する「蕨市高齢者虐待防止ネットワーク会議」に参加し高齢者虐待防止対策に取り組みます。

【権利擁護普及啓発】

権利擁護事業に関する業務を遂行していくために、地域の情報をいち早くキャッチをすることと、地域住民への情報提供、情報共有及び互助的な地域の連帯、高齢者の尊厳の尊重を理解してもらうために必要な啓発活動にも取り組みます。

【消費者被害防止】

①権利擁護に関連するチラシ配布やミニ講座の開催を地域の高齢者はもとより、地域住民、町会自治会、地域の商店や民間企業等へ働きかけ、実現することで普及啓発に繋がります。

②実現にあたっては、蕨市介護保険室、蕨市消費生活センター並びに蕨市社会福祉協議会等関係機関と連携して行っていきます。

6 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

◆包括的・継続的ケアマネジメント支援

【介護支援専門員とのネットワーク構築】

地域の高齢者の方々の状況や変化に応じて、多様な支援が一貫性をもって包括的に提供されるように、また、状態や状況、環境等の変化により必要な支援の繋がりが切れずに継続的に提供されるために、塚越地区のサービス提供をしている居宅介護支援事業所を把握し、介護支援専門員の資質向上のための支援、介護支援専門員同士のネットワーク構築のための支援、インフォーマルも含めた関係機関の連携構築の支援に取り組みます。

【個別ケースの支援、指導、助言】

個々の介護支援専門員、居宅介護支援事業所から「相談しやすいセンター」と、身近で頼れる存在になれるよう、センター職員から困っているケースがないか等積極的な働きかけや地域の介護支援専門員を集めた事例検討会や民生委員等との交流会を開催いたします。

7 在宅医療・介護連携推進事業

◆在宅医療・介護の連携について

①地域の高齢者の方々が最期まで住み慣れた家で暮らしていくために、在宅医療と介護が一体的な支援体制の構築が必要不可欠であり、連携強化を目的とした地域ネットワーク会議や地域ケア会議の開催や蕨戸田市医師会をはじめ、地域の在宅医療と介護の交流の場作り等に取り組みます。

②地域の在宅医療及び介護サービスの把握と地域における課題の発見、分析を行い、その解決に向けた取り組みを医療、介護事業者に積極的に働きかけ、連携し取り組みます。

8 生活支援体制整備事業

◆生活支援体制整備について

蕨市塚越地区の地域性の「自助・互助・共助・公助」の現状把握に努め、現状あるサービスや住民主体の活動を支援し、地域ニーズに合った多様な活動の創出にも取り組みます。活動場所としてセンター内のスペースを柔軟に活用できるよう、地域に開かれた場所とし

て地域住民へ企画・周知・運営を行っていきます。

9 認知症総合支援事業

◆認知症地域支援の推進について

- ①高齢者の方が認知症を発症しても住み慣れた地域、そして自宅での生活を続けることができるような体制作りに取り組みます。
- ② 認知症地域支援推進員を中心に地域住民や関係団体等に向けて、認知症の理解を深める、認知症に関する正しい知識の普及・啓発活動の実施においては、オレンジカフェ等の開催。また、認知症の人とその家族及び介護者に対する支援を目的とした認知症家族介護教室や自ら活動し語り合える場・楽しめる場・出会う場の提供を実現してまいります。
- ③ 任意事業として、認知症サポーター養成講座を開催し普及・啓発に努めます。

10 多職種協働による地域のネットワーク構築

◆ネットワークの構築について

- ①地域の関係機関が顔の見える関係性が作れるようにネットワーク構築を中心となり進めます。関係機関のみならず、地域の方々を巻き込んだネットワーク作りの核としての機能を果たします。
- ②行政、保健センター、その他公的関係機関はもとより、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、病院、診療所、クリニック、薬局、社会福祉協議会、民生委員、町会自治会、高齢者クラブ、警察、消防署、郵便局、商店街、介護サービス事業者、高齢者、家族、地域住民、ボランティア等が連携できる地域、ネットワークの構築に貢献できるようセンターを運営いたします。

11 地域ケア会議推進事業

◆地域ケア会議の活用・実施

- ①塚越地区の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていかれるよう、医療・介護等の専門職をはじめ、民生委員、町会自治会、ボランティア等々地域の多様な関係機関と協働し「支援の輪」に繋いでいくために、地域ケア会議を一つの手段として活用していきます。
- ②塚越地区の高齢者に対して自立支援に資するケアマネジメント支援が重要と認識し、介護支援専門員には積極的に会議へ出席してもらえよう体制作りを蕨市介護保険室とともに行っていきます。

12 センター職員の資質向上

- ①相談者の視点では、センター職員全員が同じ「相談員」であるため、専門職種ごとの専門知識以外の知識を幅広く習得するべく、一人一人が自己研鑽に努めていくよう研修計画や環境整備に取り組みます。
- ②適切なアセスメントに基づき、予後予測の観点から個々の利用者の将来像まで見据えた支援ができるよう医療系サービスとの連携を強化し、早期に導入することで、病状悪化、再発予防を図り、長く在宅生活が継続できるよう取り組みます。
- ③センター職員は自己の向上のために定期的に研修に参加し、スキルアップを目指すとともに、地域や法人内の介護支援専門員へ勉強会等の企画を実施し、介護予防の普及・啓発にも努めます。

市町村及び地域包括支援センターの評価表

センター名：藤市第三地域包括支援センター

1 組織・運営体制等						
(1) 組織運営体制						
市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
1 運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	○	1 市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	○	地域の関係者で構成される運営協議会の仕組みを活用し、運営方針を策定していることを評価するもの。	評価実施年度の運営について、4月末日までに示された運営方針が対象	(市町村・センター) ・紙面等で策定されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
2 年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	○	2 事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。 (前問で「○」の場合のみ回答する欄です。前問で「×」の場合は、「×」を選択してください)	○	センターの事業計画を策定するに当たり、市町村とセンターで必要な協議が行われ、センターの事業計画に反映されているかを評価するもの。	評価実施年度の事業計画を策定した際の検討実績が対象	(市町村・センター) ・協議の方法等は問わない。 ・協議の記録(協議内容に関する議事メモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
3 前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	○	3 市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	○	センターの運営方針、支援・指導の内容に関し、運営協議会から意見・指摘を受けた際の対応状況を評価するもの。	前年度の対応実績が対象	(市町村) ・前年度に開催した運営協議会において、意見または指摘が出されなかった場合は、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 (センター) ・市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている場合、指標の内容を満たすものとする。
4 市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催しているか。	○	4 市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	○	・市町村とセンターの連携のための体制が整備され、連携が図られているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会合に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
5 センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	○	5 市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	○	・センターが担当圏域の実情に応じた取組を行うための、情報連携や重点項目の設定を評価するもの	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・次の7つの情報のうち、3つ以上提供している、または提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(①担当圏域の高齢者人口②担当圏域の高齢者のみの世帯数③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の各種住民アンケート結果④要介護等認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報⑤民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報⑥地域の社会資源に関する情報⑦その他ニーズ把握に必要な情報) ・データ、書面、システム等で提供している・提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
		6 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	×		前年度の実績が対象	(センター) ・重点業務を定めた検討の記録(検討に関する会議のメモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
6 センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	○			・包括的支援事業を適切に実施するための原則的な体制が確保されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員の配置状況を評価するもの。 ・介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、それに基づく人員の配置状況を評価する。 ・直営のセンターについては、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく人員配置が、組織規則等において定められている、またはその他の方法により明示されることをもって指標を満たしているものとして取り扱う。 ・包括的支援事業の実施基準を定める条例に定めているのみでは指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・三職種には準ずる者を含む。
7 センターにおいて、3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。	×	7 三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。	×	・必要な支援が効果的に提供されるための体制が確保されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)がそれぞれ1名以上配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、 <u>担当地区における高齢者数に応じ以下のとおり配置されている場合(それぞれの職種の準ずる者は含まない)に指標の内容を満たしているものとして取扱う。</u> <u>※各包括とも高齢者数は「以下」についての配置数に該当しないため割愛する。</u> (市町村) ・複数のセンターを設置している場合は、平均値を算出し、小数点第1位を四捨五入し整数化した値が基準による配置人数以上であれば、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

8	センターの三職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（全圏域内の高齢者数/全センター人員）の状況が1,500人以下であるか。 ※小規模の担当圏域におけるセンターについては配置基準が異なるため、以下の指標を用いる。 ①第1号被保険者数が概ね2,000人以上3,000人未満・・・1,250人以下 ②第1号被保険者数が概ね1,000人以上2,000人未満の場合・・・750人以下 ③第1号被保険者数が概ね1,000人未満の場合・・・500人以下	○			・介護保険法施行規則第140条の66において、担当区域における第1号被保険者数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに三職種を一人ずつ配置することとされており、三職種一人当たりの第1号被保険者数は1000～2000人と定められていることを踏まえ、人員配置状況を評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・三職種の人員配置基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定める基準とする。 ・センターが複数ある場合（担当圏域が全て同規模の場合）には、まずセンターごとに三職種一人当たりの第1号被保険者人口を算出した上で、平均値により判定。 ・市町村に規模の異なる担当圏域が混在する場合の解釈について、例示すると次のとおり。 ①第1号被保険者数が2,400人で三職種の配置2名（2,400/2=1,200人） ②第1号被保険者数が1,400人で三職種の配置2名（1,400/2=700人） →A:各センターの一人当たり第1号被保険者数の合計：1,200+700=1,900人 B:各センターの担当圏域の規模ごとの指標における基準人数※の合計：1,250+750=2,000人 →指標を満たすのは、A≤Bの場合であり、本例示は指標を満たしている。 ※「各地域包括支援センターの担当圏域の規模ごとの基準人数」とは、指標に示している三職種一人当たり第1号被保険者数のこと。 ・包括的支援事業に従事する三職種のみを対象とする。
9	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	×	8	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	・センター職員の資質向上を図るため、必要な研修計画の策定または共有状況を評価するもの。	評価実施年度の4月末までに示された、当該年度内の研修計画が対象	(市町村・センター) ・主催者、研修内容・時間数は問わない。 ・評価実施年度の4月末までにセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
			9	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。	・職場の状況に左右されず、均一な研修の機会を提供できているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・主催者、研修内容・時間数は問わない。
10	センターに対して、夜間・早朝の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	○	10	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。
11	センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	○	11	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	・虐待等の緊急的な相談対応が必要な場合に備え、相談支援体制等を構築し周知しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。
12	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	○	12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	・住民に広く認知されるための取り組みを行っているかを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・少なくとも広報紙やホームページで周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
13	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	○			・センターの円滑な利用のため、情報公表の取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・具体的な公表項目は、名称及び所在地、法人名、営業日及び営業時間、担当区域、職員体制、事業の内容、活動実績等。
平均点数・個数		11	平均点数・個数		6		
平均点数・%		84.6%	平均点数・%		50.0%		

(2) 個人情報の保護

市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
14 個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	○	13 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。	○	・個人情報の取扱方針が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
15 個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	○	14 個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	○	・個人情報漏えい等の事態が発生した場合の対応方法が整備されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
16 センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	○			・個人情報を適正に取り扱うため、センターから報告された事案への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・前年度に実績が無い場合、今年度速やかに指示・助言できる体制を整備している場合には、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
		15 個人情報保護に関する責任者（常勤）を配置しているか。	○	・個人情報保護に関する責任体制が構築されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。
		16 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	×	・個人情報の適正な取扱状況を問うもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・持出や開示に備え、個人情報の取扱について整理のうえデータまたは書面を整備し、持出・開示時に適正に処理されている場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数		3	平均点数・個数		3	
平均点数・%		100.0%	平均点数・%		75.0%	

(3) 利用者満足の向上

市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
17 苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	17 市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	○	・苦情受付体制と苦情への対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
18 センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○	18 センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	○	・センターが受けた相談内容を市町村との間で共有する体制を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。
19 相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	19 相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	○	・相談対応の際のプライバシーの確保に関する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数	3	平均点数・個数	3			
平均点数・%	100.0%	平均点数・%	100.0%			
1 組織運営体制等 計 点数：個数	17	1 組織運営体制等 計 平均点数：個数	12			
1 組織運営体制等 計 点数：%	89.5%	1 組織運営体制等 計 平均点数：%	63.2%			

2 個別業務

(1) 総合相談支援業務

市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
20 市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に、定期的に参加しているか。	○			・センターの相談環境の整備のため、市町村の関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・関係団体とは民生委員・介護サービス事業者・高齢者の日常生活支援活動に携わるボランティア等をさす、そのうち少なくとも民生委員の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・民生委員の会議がない場合は、自治会等の会議に参加している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
		20 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	○	・相談に適切に対応するための関係団体との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
21 センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	×	21 相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	×	・相談事例の適切な進捗管理のため、住民等からの相談を終結する目安の設定状況を評価する。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
22 センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	○	22 相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	○	・相談内容の分析状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
23 1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	○	23 1年間の相談事例の件数を市町村に報告しているか。	○	・相談件数の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	
24 センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	○	24 相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	○	・相談事例解決のための市町村とセンターの連携体制の構築とその対応状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対応について、日頃から連携体制を構築している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
25 センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	○	25 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	○	・介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談件数・相談内容の把握方法やとりまとめの方法については問わない。
平均点数・個数	5	平均点数・個数	5			
平均点数・%	83.3%	平均点数・%	83.3%			

(2) 権利擁護業務						
市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
26 成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	×	26 成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	×	・適切な成年後見制度の活用を促すため取組状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
27 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	○	27 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	○	・虐待事例または虐待が疑われる事例への円滑な対応体制の整備状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
28 センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	28 センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
29 消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	×	29 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	○		前年度の実績が対象	(センター) ・相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
		30 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	○	※ 前項と同じ	前年度の実績が対象	(センター) ・少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数	2	平均点数・個数	4			
平均点数・%	50.0%	平均点数・%	80.0%			

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務						
市町村指標	該当するものに○	センター指標	該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
30 日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。	×	31 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	×	・圏域内の居宅介護支援専門員に関するデータの把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・把握した情報を、センターにデータまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
31 センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	○	32 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	○	・市町村とセンターの連携による、計画的な介護支援専門員向け研修計画の策定状況を評価するもの。		(市町村) ・センターと協議している開催計画であれば、都道府県主催のものやセンターが共催するもの、民間事業者等による自主的な研修や、スキルアップ等を促進するために財政支援を行う等具体的な取り組みによるものも、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たすものとして取り扱う。 (センター) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
32 介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	×	33 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	○	・市町村とセンターが介護支援専門員のニーズを共有しているか評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
33 地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	×			・介護支援専門員のニーズを踏まえた研修等の開催状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・開催状況について、データまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
34 介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	×	34 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	・介護支援専門員のニーズに基づいて、介護支援専門員と医療機関等の関係者との連携を推進する場の設定状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・介護支援専門員のニーズに基づいた関係者との意見交換の場を通じ、顔の見える関係の有無を問うものであり、在宅医療・介護連携推進事業等の枠組みで実施するものでも構わない。 ・都道府県主催のものも対象とする。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。 (センター) ・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。
		35 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	○	・圏域内の居宅介護支援専門員が円滑に業務を行えるよう、環境整備の取り組み状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	
35 センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	36 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	×	・介護支援専門員からの相談内容の整理状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合(市町村においては全センターで行っている場合)に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。
平均点数・個数	2	平均点数・個数	4			
平均点数・%	33.3%	平均点数・%	66.7%			

(4) 地域ケア会議

市町村指標		該当するものに○	センター指標		該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
36	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	×	37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	○	・地域ケア会議の機能を踏まえ、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議それぞれの機能、構成員、開催頻度を決定し、センターと共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(会議の名称は「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」に限らないが、設置要綱等において、介護保険法第115条の48 が規定する地域ケア会議として位置づけられている必要がある。) ・地域ケア会議の5つの機能(①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成)について、計画された会議ごとに、いずれの機能を持つかが明示されており、かつ5つの機能の全てが、市町村における会議の体系全体の中に盛り込まれている必要がある。 ・開催計画については、市町村が策定しているものを評価するものであり、例えばセンターが作成した計画を単にまとめた計画の場合については、指標の内容を満たしていないものとして取り扱う。 ・スケジュールについては、少なくとも開催頻度等の目安を明確化している必要がある。
37	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。(前問で「1」(○)の場合のみ回答する欄です。前問で「×」の場合は、「×」を選択してください。)	×					前年度の実績が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議のいずれについても周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・少なくとも地域ケア会議の構成員が所属する団体へ周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
38	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	×	38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	×	・地域ケア会議の運営方法や連携方針を策定し、センターと共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても方針を策定し、データまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・運営方法と地域ケア会議の連携について周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
39	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	○	・個別ケースを検討する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
40	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	×	・地域ケア会議における、多職種連携による個別事例の検討、対応策の実施を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ・多職種から受けた助言等を生かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認等 ・モニタリング方法の決定 等 ※1 確認とは見直しも含む。 ※2 「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外を含む。 ・なお、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う地域ケア会議の運営にあたっては、「介護予防活動普及展開事業 市町村向け手引き」(平成29年3月厚生労働省老健局老人保健課)等を参照すること。
41	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	×	41	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	・個人情報の取扱について、方針を定め、それに基づき対応していることを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・個人情報の取扱方針を定め、データまたは紙面でセンターに示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (市町村・センター) ・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
42	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	○	42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	×	・地域ケア会議における議事録等をまとめ、関係者間で共有している状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	○	43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	○	・会議の場で検討するだけでなく、その後の経過をモニタリングする仕組みを評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

44	生活援助の訪問回数の多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	○			・自立に資するケアマネジメントが行われているかを点検するための実施体制が整備されているかを評価するもの。	前年度の実績が対象		
45	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	×	44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	×	・個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議の開催状況と市町村の関与を評価するもの。	前年度の実績が対象	
46	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	○	45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	×	・センターが主催した地域ケア会議の検討事項をまとめたものを、市町村とセンターで共有されていることを評価するもの。	前年度の実績が対象 (市町村・センター) ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
47	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。	×				・地域課題を検討する地域ケア会議の議事概要を住民向けに公表しているかを評価するもの。	前年度の実績が対象 (市町村) ・公表の方法は問わない。 ・年1回以上実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
48	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を、地域ケア推進会議から市町村に提言しているか。	×				・地域ケア会議における検討が、地域課題の解決につながる仕組みとなっていることを評価するもの。	前年度の実績が対象 (市町村) ・提言した政策が実施されたかは問わない。 ・地域課題解決のための会議を市町村が直接開催している場合、その会議が地域ケア会議の開催計画の中で明確に位置づけられていれば、「政策を市町村へ提言している」ものとみなす。	
平均点数・個数		6	平均点数・個数		4			
平均点数・%		46.2%	平均点数・%		44.4%			
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援								
市町村指標		該当するものに○	センター指標		該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
49	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	○	・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントが行われるよう、市町村としての方針を定めセンターと共有していることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの種類、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）及び多職種の視点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
50	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	○	・多様な地域の社会資源に関する情報提供の状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体のいずれに対しても情報提供を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
51	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	×	48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	×	・セルフマネジメント推進のための取組状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それを活用しているを定め、センターと共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
52	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	○	・ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託実施する際の方針が明示されていることを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村・センター) ・委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで共有されていることを評価の対象とする。
53	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	○	・ケアマネジメントを委託した場合においても、センターの三職種等が適切に関与し、必要な支援を実施できているかを評価するもの。	評価実施年度における4月末時点の状況が対象	(市町村) ・委託の有無にかかわらず、市町村がセンターに対し市町村が作成した指針を、データまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (センター) ・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
54	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	○				・介護予防ケアマネジメントの実施に当たり適切な人員体制の整備を行うため、実施体制等の把握状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村) ・月ごとの人員体制及び実施件数について、センターごとに把握している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
平均点数・個数		5	平均点数・個数		4			
平均点数・%		83.3%	平均点数・%		80.0%			
2 個別業務 計 点数：個数		20	2 個別業務 計 平均点数：個数		21			
2 個別業務 計 点数：%		57.1%	2 個別業務 計 平均点数：%		67.7%			

3 事業間連携（社会保障充実分事業）								
市町村指標		該当するものに○	センター指標		該当するものに○	趣旨・考え方	時点	留意点
55	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	×	51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	×	・センターの活動支援に資する取組として、医療と介護の連携に資する取組を評価するもの。	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
56	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○	52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	○	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	(市町村・センター) ・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
57	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	○	※ 上記と同じ	前年度の実績が対象	
58	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	×	・認知症の総合的支援に従事する関係者との連携状況を評価するもの。	前年度の実績が対象	(センター) ・認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
59	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	×	・生活支援体制整備事業との連携状況を評価するもの	前年度の実績が対象	(センター) ・生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
3 事業間連携 計 平均点数・個数		4	3 事業間連携 計 平均点数・個数		2			
3 事業間連携 計 平均点数・%		80.0%	3 事業間連携 計 平均点数・%		40.0%			

令和3年度 蕨市第三地域包括支援センター収支決算書

資料5-5

受託法人名	株式会社 やさしい手
センター名	蕨市第三地域包括支援センター

(単位：円)

勘定科目	令和3年度予算額	令和3年度決算額	差引増減額	摘要
1) 受託金収入				
包括的支援事業収入	14,400,000	14,400,000	0	
介護予防普及啓発収入	7,500,000	7,500,000	0	
認知症総合支援事業収入	3,000,000	3,000,000	0	
2) 介護保険事業収入			0	
介護予防支援介護料収入	2,640,000	3,102,347	△ 462,347	介護予防支援費
介護予防・日常生活支援総合事業収入	2,052,000	3,523,688	△ 1,471,688	介護予防ケアマネジメント費
3) 実習・講師等収入	0	0	0	実習生受入・講師
4) その他収入				
住宅改修支援事業手数料収入	6,000	6,000	0	住宅改修支援事業手数料
雑収入	0	0	0	
事業活動収入計 (1)	29,598,000	31,532,035	△ 1,934,035	
(1) 人件費支出				
人材募集費	0	0	0	
職員給与支出	17,040,000	18,303,948	△ 1,263,948	所長兼社会福祉士(1人)
職員賞与支出	2,000,000	2,105,793	△ 105,793	看護師(1人)
職員交通費支出	300,000	58,705	241,295	主任ケアマネジャー(1人)
法定福利費支出	1,356,000	2,622,733	△ 1,266,733	社会福祉士兼認知症地域支援推進員(1人)
福利厚生費	75,000	10,912	64,088	事務職(1人)
退職給与引当金	2,112,000	303,048	1,808,952	計5名(常勤換算5.0人)
(2) 事業運営費支出				
事業所賃貸借費支出	2,136,000	2,136,000	0	年間費用
駐車場賃貸借費支出	228,000	216,000	12,000	年間費用
公共料金費(水道光熱費)支出	100,000	256,096	△ 156,096	水道・電気・ガス・空調費
(3) 保険料支出	100,000	37,581	62,419	施設賠償保険料
(4) 車両費支出	0	0	0	
(5) リース料	144,000	199,800	△ 55,800	PC・複合機リース料
(6) 諸謝金支出	20,000	20,000	0	研修会講師料等
(7) 通信運搬費支出	500,000	162,362	337,638	電話・携帯電話・郵送費
(8) 研修費支出	40,000	0	40,000	研修参加費
(9) 修繕費支出	50,000	650,123	△ 600,123	自転車・機器修理
(10) 事務費支出				
事務消耗品費支出	360,000	873,621	△ 513,621	用紙、トナー、事務用品事務用品等購入費
事務所工事費支出	90,000	90,000	0	回線増設工事費
旅費交通費支出	10,000	18,850	△ 8,850	研修・会議出張等の交通費
切手購入・収入印紙購入・支払手数料支出	30,000	38,444	△ 8,444	切手・収入印紙購入費・振込手数料
雑費支出	15,000	15,000	0	書籍費
(12) 諸会費支出	2,000	2,000	0	協会会費
(13) 本社費支出	3,500,000	4,224,794	△ 724,794	本社管理費・人件費
(14) 減価償却費支出	446,000	1,626,421	△ 1,180,421	パソコン・介護予防システム費
(15) 介護予防事業費支出	300,000	19,228	280,772	介護予防事業運営費
(16) 外注費支出	3,540,000	3,235,140	304,860	委託費
(17) 返還費支出	0	601,844	△ 601,844	職員減員による委託費返還
事業活動支出計 (2)	34,494,000	37,828,443	△ 3,334,443	
事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	△ 4,896,000	△ 6,296,408	1,400,408	

令和3年度介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)作成委託事業所及び件数
(第三地域包括支援センター)

No.	事業所名	ケアプラン作成委託実績	ケアマネジメント作成委託実績	備考
1	和楽介護センター	0	16	
2	アイケア居宅介護支援事業所	0	0	
3	ベスト・ケアケアプランセンター川口	0	5	
4	未来介護サービス	0	6	
5	居宅介護支援事業所ほっとみるくわらび	2	6	
6	寧幸会居宅介護支援事業所	0	18	
7	医療法人社団光恵会芝西居宅介護支援事業所	0	9	
8	介護ステーションぱる蔵	0	19	
9	介護相談室いと	0	36	
10	東京海上日動みずたま介護ST南浦和	3	0	
11	居宅介護支援事業所あかね	20	45	
12	ケアサポート道	14	12	
13	健仁会ましこ居宅介護支援事業所	3	0	
14	ベストケア	23	30	
15	みつわかまち介護相談室	0	10	
16	あけぼしケアプラン	72	43	
17	蔵指定居宅介護支援センター	14	12	
18	居宅介護支援事業所サカモト	19	0	
19	医療生協ケアセンターすこやか	9	12	
20	ケアコスモスわらび居宅介護支援事業所	19	16	
21	ケアコスモス芝中田居宅介護支援事業所	42	35	
22	ケアコスモス居宅介護支援事業所	26	1	
23	ホームケア笑みくる	28	11	
24	居宅介護支援事業所もと	9	7	
25	ファインテイスト	12	18	
26	居宅介護支援事業所そら	12	0	
27	24ケア芝介護支援事業所	7	12	
28	山手ケアサービス株式会社	0	14	
29	株式会社ケアプランサービスきゅぼら	15	13	
30	ユーカリ介護サービス	11	0	
31	ハピネスケア株式会社川口・芝居宅支援センター	12	0	
32	居宅介護支援事業所シルバーホクソン末広	7	25	
33	マザーケアサービス	24	9	
34	指定居宅介護支援事業所JUN	0	11	
35	株式会社大起エンゼルヘルプ川口ケアセンター	0	0	
36	居宅介護支援事業所ぴゅあ	0	0	
合計		403	451	

令和4年度介護予防サービス計画(介護予防ケアマネジメント)作成委託事業所
(第三地域包括支援センター)

No.	法人名	事業所名	指定番号
1	株式会社和楽介護センター	和楽介護センター	1171400920
2	株式会社ライフタイム	アイケア居宅介護支援事業所	1170208597
3	株式会社ベスト・ケア	ベスト・ケアケアプランセンター川口	1170209496
4	有限会社未来介護サービス	未来介護サービス	1176516373
5	有限会社柳崎介護センター	居宅介護支援事業所ほっとみるくわらび	1171400441
6	社会福祉法人寧幸会	寧幸会居宅介護支援事業所	1171400797
7	医療法人社団光恵会	医療法人社団光恵会芝西居宅介護支援事業所	1170207292
8	社会福祉法人ぱる	介護ステーションぱる蔵	1171400656
9	合同会社介護相談室いと	介護相談室いと	1171400979
10	東京海上日動ベターライフサービス株式会社	東京海上日動みずたま介護ST南浦和	1176515029
11	株式会社幻翹社	居宅介護支援事業所あかね	1171400599
12	有限会社マキシマム	ケアサポート道	1171400417
13	医療法人健仁会	健仁会ましこ居宅介護支援事業所	1170200750
14	株式会社ベストケア	ベストケア	1171400391
15	合同会社みつわパートナーズ	みつわこまち介護相談室	1171400839
16	株式会社セクションズ	あけぼしケアプラン	1171400912
17	社会福祉法人蔵市社会福祉協議会	蔵指定居宅介護支援センター	1171400524
18	株式会社サカモト	居宅介護支援事業所サカモト	1170200990
19	医療生協さいたま生活協同組合	医療生協ケアセンターすこやか	1170207383
20	株式会社ケアコスモス	ケアコスモスわらび居宅介護支援事業所	1171400284
21	株式会社ケアコスモス	ケアコスモス芝中田居宅介護支援事業所	1170206187
22	株式会社ケアコスモス	ケアコスモス居宅介護支援事業所	1170203218
23	株式会社仁	ホームケア笑みくる	1171401050
24	株式会社コマザキ	居宅介護支援事業所もと	1171400672
25	株式会社シュガーティスト	ファインティスト	1171400664
26	株式会社そら	居宅介護支援事業所そら	1170208373
27	24ケアシステム株式会社	24ケア芝介護支援事業所	1170207839
28	山手ケアサービス株式会社	山手ケアサービス株式会社	1170101099
29	株式会社スマイリングパートナーズ	株式会社ケアプランサービスきゅぼら	1170209132
30	合同会社ユーカリ	ユーカリ介護サービス	1170208068
31	ハピネスケア株式会社	ハピネスケア株式会社川口・芝居宅支援センター	1170200040
32	株式会社シルバーホクソン	居宅介護支援事業所シルバーホクソン末広	1170200297
33	有限会社マザーケアサービス	マザーケアサービス	1170202319
34	有限会社じゅん	指定居宅介護支援事業所JUN	1170200099
35	株式会社大起エンゼルヘルプ	株式会社大起エンゼルヘルプ川口ケアセンター	1170200263
36	株式会社ピュアホームズ	居宅介護支援事業所ぴゅあ	1170202392